

防府市地域防災計画 (共通編)

新旧対照表

(案)

防府市地域防災計画（共通編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																																																														
第1編 総則 第1章 計画の方針 第6節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置 【防府市】 <table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>市</td><td>1～9 （略） 10 避難勧告等及び避難者の誘導並びに指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること 11～21 （略）</td></tr></table> 【指定地方行政機関】 <table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中国四国農政局</td><td>1～8 （略） 9 <u>防災に関する情報の収集及び報告</u>に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第六管区海上保安本部 （徳山海上保安部）</td><td>1～4 （略） 5 警報等の伝達、避難の<u>勧告</u>及びその誘導に関すること。 6～7 （略）</td></tr><tr><td>福岡管区気象台 （下関地方気象台）</td><td>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集・発表を行う。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 防府市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に努める。</td></tr><tr><td>中国総合通信局</td><td>1～2 （略） 3 災害時における非常<u>用</u>通信の運用監督に関すること。 4～5 （略）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第2章 計画の方針 第1節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置 第6項 ため池 市内には、ため池が <u>459</u> か所あり、ため池等整備事業により玉泉ため池、長尾ため池等が全面改修されている。	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	市	1～9 （略） 10 避難勧告等及び避難者の誘導並びに指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること 11～21 （略）	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)	(略)	(略)	(略)	中国四国農政局	1～8 （略） 9 <u>防災に関する情報の収集及び報告</u> に関すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第六管区海上保安本部 （徳山海上保安部）	1～4 （略） 5 警報等の伝達、避難の <u>勧告</u> 及びその誘導に関すること。 6～7 （略）	福岡管区気象台 （下関地方気象台）	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集・発表を行う。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 防府市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に努める。	中国総合通信局	1～2 （略） 3 災害時における非常 <u>用</u> 通信の運用監督に関すること。 4～5 （略）	(略)	(略)	(略)	(略)	第1編 総則 第1章 計画の方針 第6節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置 【防府市】 <table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>市</td><td>1～9 （略） 10 避難指示等及び避難者の誘導並びに指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること 11～21 （略）</td></tr></table> 【指定地方行政機関】 <table><tr><th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中国四国農政局</td><td>1～8 （略） 9 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</u>に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第六管区海上保安本部 （徳山海上保安部）</td><td>1～4 （略） 5 警報等の伝達、避難の<u>指示</u>及びその誘導に関すること。 6～7 （略）</td></tr><tr><td>福岡管区気象台 （下関地方気象台）</td><td>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集・発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 防府市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。</td></tr><tr><td>中国総合通信局</td><td>1～2 （略） 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4～5 （略）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第2章 計画の方針 第1節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置 第6項 ため池 市内には、ため池が <u>360</u> か所あり、ため池等整備事業により玉泉ため池、長尾ため池等が全面改修されている。	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	市	1～9 （略） 10 避難指示等及び避難者の誘導並びに指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること 11～21 （略）	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)	(略)	(略)	(略)	中国四国農政局	1～8 （略） 9 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</u> に関すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第六管区海上保安本部 （徳山海上保安部）	1～4 （略） 5 警報等の伝達、避難の <u>指示</u> 及びその誘導に関すること。 6～7 （略）	福岡管区気象台 （下関地方気象台）	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集・発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 防府市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。	中国総合通信局	1～2 （略） 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4～5 （略）	(略)	(略)	(略)	(略)	災害対策基本法の改正による修正 表現の適正化 災害対策基本法の改正による修正 表現の適正化 誤記修正 令和3年度時点の数に修正
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																																															
市	1～9 （略） 10 避難勧告等及び避難者の誘導並びに指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること 11～21 （略）																																																															
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																																															
(略)	(略)																																																															
(略)	(略)																																																															
中国四国農政局	1～8 （略） 9 <u>防災に関する情報の収集及び報告</u> に関すること。																																																															
(略)	(略)																																																															
(略)	(略)																																																															
(略)	(略)																																																															
(略)	(略)																																																															
第六管区海上保安本部 （徳山海上保安部）	1～4 （略） 5 警報等の伝達、避難の <u>勧告</u> 及びその誘導に関すること。 6～7 （略）																																																															
福岡管区気象台 （下関地方気象台）	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集・発表を行う。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 防府市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に努める。																																																															
中国総合通信局	1～2 （略） 3 災害時における非常 <u>用</u> 通信の運用監督に関すること。 4～5 （略）																																																															
(略)	(略)																																																															
(略)	(略)																																																															
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																																															
市	1～9 （略） 10 避難指示等及び避難者の誘導並びに指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること 11～21 （略）																																																															
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																																															
(略)	(略)																																																															
(略)	(略)																																																															
中国四国農政局	1～8 （略） 9 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</u> に関すること。																																																															
(略)	(略)																																																															
(略)	(略)																																																															
(略)	(略)																																																															
(略)	(略)																																																															
(略)	(略)																																																															
第六管区海上保安本部 （徳山海上保安部）	1～4 （略） 5 警報等の伝達、避難の <u>指示</u> 及びその誘導に関すること。 6～7 （略）																																																															
福岡管区気象台 （下関地方気象台）	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集・発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 防府市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。																																																															
中国総合通信局	1～2 （略） 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4～5 （略）																																																															
(略)	(略)																																																															
(略)	(略)																																																															

現 行	修 正 案	備 考
第2節 社会的条件 第1項 人口 近年の本市の人口は12万人前後で推移しており、平成27年に行われた国勢調査の人口は、115,942人である。 世帯数は47,573で、1世帯当たりでは2.5人となり、わずかではあるが増加傾向にある。 (略) 第2項 交通 2 公共交通 本市には、西日本旅客鉄道株式会社の山陽本線が走っており、市内には富海駅、防府駅及び大道駅の3駅がある。 バス輸送は、民間2社によって運行されており、市内はもとより周辺市を結んでいる。 (追加) 第3項 産業 3 商業 本市の商業は、昭和54年以降卸売業、小売業とも年間商品販売額は増加傾向にあったが、平成6年以降減少傾向に転じている。 また、市民の地元購入割合も低下しており、市内消費者の購買力が周辺都市に流出している。 第3節 防府市の気象と災害 第1項 本市は、瀬戸内気候区に属しており、内陸部に比べ比較的温暖で降水量は少ない。 年平均気温は15.6℃で、平均気温の最も高い月は8月の27.2℃、最も低い月は1月の4.7℃である。 年降水量は1,637.2mmで、月降水量の多い月は7月の294.9mm、次いで6月の263.4mmと、この2か月で年間降水量の34%を占める。年平均風速は1.8m/sで、夏は東南東の風が、冬は北西の風が吹き、平均風速は春～夏(4～8月の約2.0m/s)に比べ秋～冬(10～2月の約1.6m/s)の方が弱い。年間日照時間は2,031.9時間で、最も多い月は8月の213.4時間、最も少ない月は1月の130.1時間である。 ※防府地域気象観測所の平年値（統計期間1981年～2010年。日照時間の統計期間は1986年～2010年） 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 災害に強い都市基盤の整備 主な担当関係部署：都市計画課、河川港湾課、道路課、建築課、農林漁港整備課 上下水道局、クリーンセンター、教育委員会（教育総務課） 第2節 建築物等の安全化の促進 主な担当関係部署：建築課	第2節 社会的条件 第1項 人口 近年の本市の人口は12万人前後で推移しており、平成27年に行われた国勢調査の人口は、115,942人である。 世帯数は47,573世帯で、1世帯当たりでは2.5人となり、わずかではあるが増加傾向にある。 (略) 第2項 交通 2 公共交通 本市には、西日本旅客鉄道株式会社の山陽本線が東西に走っており、市内には富海駅、防府駅及び大道駅の3駅がある。 バス輸送は、防長交通株式会社及び中国ジェイアールバス株式会社の民間2社によって運行されており、市内はもとより周辺市を結んでいる。 離島航路は、野島港と三田尻港を結ぶ野島～三田尻港が、有限会社野島海運によって運航されている。 第3項 産業 3 商業 本市の商業は、昭和54年以降卸売業、小売業とも年間商品販売額は増加傾向にあったが、平成6年以降減少傾向に転じている。 (削除) 第3節 防府市の気象と災害 第1項 本市は、瀬戸内気候区に属しており、内陸部に比べ比較的温暖で降水量は少ない。 年平均気温は15.9℃で、平均気温の最も高い月は8月の27.5℃、最も低い月は1月の5.0℃である。 年降水量は1,653.7mmで、月降水量の多い月は7月の315.7mm、次いで6月の241.8mmと、この2か月で年間降水量の34%を占める。年平均風速は2.0m/sで、夏は東南東の風が、冬は北西の風が吹き、平均風速は春～夏(4～8月の約2.1m/s)に比べ秋～冬(10～2月の約1.8m/s)の方が弱い。年間日照時間は2,045.4時間で、最も多い月は8月の212.7時間、最も少ない月は1月の139.4時間である。 ※防府地域気象観測所の平年値（統計期間1991年～2020年。(削除) 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 災害に強い都市基盤の整備 主な担当関係部署：都市計画課、河川港湾課、道路課、建築課、開発建築指導課、農林漁港整備課 上下水道局、クリーンセンター、教育委員会（教育総務課） 第2節 建築物等の安全化の促進 主な担当関係部署：建築課、開発建築指導課	表現の適正化 内容の適正化 統計期間の更新に伴う修正 組織改編 組織改編

現 行	修 正 案	備 考																
第 2 章 災害に強い人づくり・地域づくり 第1節 防災に関する普及啓発 主な担当関係部署：防災危機管理課、消防本部、教育委員会（学校教育課、生涯学習課）、健康増進課、子育て支援課、高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課、<u>市民活動推進課</u>、生活安全課、おもてなし観光課 （基本方針） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○防災担当部門と福祉（地域包括支援センター・<u>ケアマネージャ</u>）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。 ○（略） 第 1 項 防災に関する普及啓発 3 対応上の重要な事項に関する普及啓発 <table><tr><td>要配慮者支援の視点</td><td>（略）</td></tr><tr><td>男女共同参画の視点</td><td>被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努め、防災に関する政策・方針決定の過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を行うよう、普及啓発に努める。</td></tr><tr><td>外国人旅行者を含めた観光客等帰宅困難者への配慮の視点</td><td>（略）</td></tr><tr><td>動物救護の視点</td><td>（略）</td></tr></table>	要配慮者支援の視点	（略）	男女共同参画の視点	被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努め、防災に関する政策・方針決定の過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を行うよう、普及啓発に努める。	外国人旅行者を含めた観光客等帰宅困難者への配慮の視点	（略）	動物救護の視点	（略）	第 2 章 災害に強い人づくり・地域づくり 第1節 防災に関する普及啓発 主な担当関係部署：防災危機管理課、消防本部、教育委員会（学校教育課、生涯学習課）、健康増進課、子育て支援課、高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課、<u>地域振興課</u>、生活安全課、おもてなし観光課 （基本方針） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○防災担当部門と福祉（地域包括支援センター・<u>ケアマネージャー</u>）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。 ○（略） 第 1 項 防災に関する普及啓発 3 対応上の重要な事項に関する普及啓発 <table><tr><td>要配慮者支援の視点</td><td>（略）</td></tr><tr><td>男女共同参画の視点</td><td>被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努め、防災に関する政策・方針決定の過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な<u>主体</u>の視点を踏まえた防災対策を行うよう、普及啓発に努める。</td></tr><tr><td>外国人旅行者を含めた観光客等帰宅困難者への配慮の視点</td><td>（略）</td></tr><tr><td>動物救護の視点</td><td>（略）</td></tr></table>	要配慮者支援の視点	（略）	男女共同参画の視点	被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努め、防災に関する政策・方針決定の過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な <u>主体</u> の視点を踏まえた防災対策を行うよう、普及啓発に努める。	外国人旅行者を含めた観光客等帰宅困難者への配慮の視点	（略）	動物救護の視点	（略）	組織改編 表現の適正化 第 5 次男女共同参画基本計画や「避難所運営マニュアル作成のための基本指針」等との整合
要配慮者支援の視点	（略）																	
男女共同参画の視点	被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努め、防災に関する政策・方針決定の過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を行うよう、普及啓発に努める。																	
外国人旅行者を含めた観光客等帰宅困難者への配慮の視点	（略）																	
動物救護の視点	（略）																	
要配慮者支援の視点	（略）																	
男女共同参画の視点	被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努め、防災に関する政策・方針決定の過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な <u>主体</u> の視点を踏まえた防災対策を行うよう、普及啓発に努める。																	
外国人旅行者を含めた観光客等帰宅困難者への配慮の視点	（略）																	
動物救護の視点	（略）																	

現 行	修 正 案	備 考																														
5 普及啓発の内容 <table><tr><th>対象</th><th>平 常 時 の 活 動</th><th>災 害 時 の 活 動</th></tr><tr><td>市職員</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>学校</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>市民</td><td>◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (追加) ◆ (追加) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)</td><td>◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)</td></tr><tr><td>事業所</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対象	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動	市職員	(略)	(略)	学校	(略)	(略)	市民	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (追加) ◆ (追加) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	事業所	(略)	(略)	5 普及啓発の内容 <table><tr><th>対象</th><th>平 常 時 の 活 動</th><th>災 害 時 の 活 動</th></tr><tr><td>市職員</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>学校</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>市民</td><td>◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認 ◆ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認 ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)</td><td>◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)</td></tr><tr><td>事業所</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	対象	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動	市職員	(略)	(略)	学校	(略)	(略)	市民	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認 ◆ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認 ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	事業所	(略)	(略)	取組の追加 組織改編 第5次男女共同参画基本計画や「避難所運営マニュアル作成のための基本指針」等との整合 表現の適正化
対象	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動																														
市職員	(略)	(略)																														
学校	(略)	(略)																														
市民	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (追加) ◆ (追加) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)																														
事業所	(略)	(略)																														
対象	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動																														
市職員	(略)	(略)																														
学校	(略)	(略)																														
市民	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認 ◆ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認 ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)																														
事業所	(略)	(略)																														

現 行	修 正 案	備 考
第 6 章 緊急輸送活動体制の整備 第 2 節 緊急輸送体制の整備 (現状と課題) 市は、所有又は使用する車両（以下「公用車」という。）のうちから広報装置付車両、<u>防災無線付車両</u>、<u>4 輪駆動車</u>やマイクロバス等の車両を市の緊急輸送車両等に指定し、災害予防時や災害時に各部署において必要に応じて使用している。 第 7 章 避難体制の整備 第 1 節 <u>避難勧告等</u>の判断基準及び伝達体制の整備 (略) 市民一人ひとりが安全確保のための適切な判断を行い、確実に避難行動をとることができるよう、適時的確に避難に関する情報を提供するため、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>及び<u>避難指示</u>（緊急）（以下「避難勧告等」という。）、災害発生情報の発令及び伝達体制等の整備を図る。 (現状と課題) <u>平成 25 年の災対法の改正により、安全な場所へ移動する「立ち退き」の避難だけでなく、「屋内での待機等の安全確保」という行動形態が明記された。また、平成 28 年台風 10 号災害の課題を踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難準備情報及び避難指示の名称が変更され、さらに、平成 3 0 年 7 月豪雨の課題を踏まえ、住民の避難行動等を支援するため住民がとるべき行動を 5 段階に分け、発令された情報ととるべき行動の対応を明確化した（警戒レベル）。今後は、災害の状況と市民のおかれた状態に応じた適切な避難情報の伝達を通じて、的確な避難行動を促すための体制の整備が重要となる。</u> <u>避難場所への移動時間を十分考慮した迅速な判断による避難勧告等の発令と確実な伝達ができるよう、体制整備に努めるとともに、発災の状況により立ち退き避難が危険な状況にあつては屋内での待機等の安全確保の適切な行動がとれるよう、市民に対して適切な避難行動について周知していく必要がある。</u> (基本方針) ○災害事象別に<u>避難勧告等</u>を発令する判断基準や伝達事項、伝達方法等について「<u>避難勧告に関するガイドライン</u>（内閣府）」等を参考に取りまとめ、<u>避難勧告等</u>判断基準・伝達マニュアルを整備する。また、毎年見直しを検討し、必要に応じて適宜修正する。 ○放送事業者と連携し、災害時の<u>避難勧告等</u>の伝達体制の強化を図る。 第 1 項 避難<u>勧告等</u>の判断基準の整備 市は、災害事象ごとの避難種別に応じて発令を行う判断基準及び発令後に市民に求める行動の目安を定める。また、避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等の気象・災害関連の専門機関に対して適切な助言を求めることができるよう、あらかじめ連絡窓口の整備等を行う。 資料編「避難<u>勧告等</u>」 2-11-1 避難勧告等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般） 2-11-2 避難<u>勧告等</u>の判断基準 2-11-3 避難<u>勧告等</u>の判断の際に助言を求めることのできる主な専門機関 【達成目標】 ○「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>（内閣府）」の改訂や「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>（内閣府）」等を参考に、<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアルを速やかに改訂し、<u>避難勧告等</u>の伝達体制等を整備する。 ○毎年、<u>避難勧告</u>の判断に関する専門機関との連絡体制を確認し、改善する。	第 6 章 緊急輸送活動体制の整備 第 2 節 緊急輸送体制の整備 (現状と課題) 市は、所有又は使用する車両（以下「公用車」という。）のうちから広報装置付車両、<u>4 輪駆動車</u>やマイクロバス等の車両を市の緊急輸送車両等に指定し、災害予防時や災害時に各部署において必要に応じて使用している。 第 7 章 避難体制の整備 第 1 節 <u>避難指示</u>の判断基準及び伝達体制の整備 (略) 市民一人ひとりが安全確保のための適切な判断を行い、確実に避難行動をとることができるよう、適時的確に避難に関する情報を提供するため、<u>高齢者等避難</u>、<u>避難指示</u>及び<u>緊急安全確保</u>（以下「避難指示等」という。）、災害発生情報の発令及び伝達体制等の整備を図る。 (現状と課題) <u>令和 3 年度の災対法の改正により、避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル 4 の避難勧告と避難指示（緊急）について「避難指示」に一本化されたことから、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令する。また、災害が発生・切迫し、避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を警戒レベル 5「緊急安全確保」として位置づけられた。</u> <u>そのほか、警戒レベル 3「避難準備・高齢者等避難開始」は名称が長く、高齢者等に避難を求める情報であることが伝わりにくかったことから、「高齢者等避難」に見直された。</u> <u>今後も引き続き、避難場所への移動時間を考慮した迅速な判断による避難指示等の発令と伝達ができるよう体制整備に努めるとともに、避難指示においては立退き避難を原則としながらも、発災の状況により立退き避難が危険な場合は、屋内での待機等の安全確保を適切に呼びかけていく必要がある。</u> (基本方針) ○災害事象別に<u>避難指示等</u>を発令する判断基準や伝達事項、伝達方法等について「<u>避難情報に関するガイドライン</u>（内閣府）」等を参考に取りまとめ、<u>避難指示等</u>判断基準・伝達マニュアルを整備する。また、毎年見直しを検討し、必要に応じて適宜修正する。 ○放送事業者と連携し、災害時の<u>避難指示等</u>の伝達体制の強化を図る。 第 1 項 避難<u>指示等</u>の判断基準の整備 市は、災害事象ごとの避難種別に応じて発令を行う判断基準及び発令後に市民に求める行動の目安を定める。また、避難指示等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等の気象・災害関連の専門機関に対して適切な助言を求めることができるよう、あらかじめ連絡窓口の整備等を行う。 資料編「避難<u>指示等</u>」 2-11-1 避難指示等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般） 2-11-2 避難<u>指示等</u>の判断基準 2-11-3 避難<u>指示等</u>の判断の際に助言を求めることのできる主な専門機関 【達成目標】 ○「<u>避難情報に関するガイドライン</u>（内閣府）」等を参考に、<u>避難指示等</u>の判断・伝達マニュアルを速やかに改訂し、<u>避難指示等</u>の伝達体制等を整備する。 ○毎年、<u>避難指示</u>の判断に関する専門機関との連絡体制を確認し、改善する。	防災無線付車両は令和 2 年度廃止 災害対策基本法の改正に伴う修正 ガイドライン名称変更等による修正

現 行	修 正 案	備 考
第2項 避難勧告等の伝達に係る必要事項の整備 1 避難<u>勧告</u>等の伝達内容の整備と周知 市は、避難<u>勧告</u>等の発令に当たり正確な情報が迅速に伝わるよう、避難が必要な理由、対象地域の範囲、時期、求められる避難行動等の必要な伝達事項をあらかじめ定めるとともに、避難<u>勧告</u>等の判断・伝達のマニュアルとして整備する。 また、避難<u>勧告</u>等の対象となる避難行動として、地域の状況に応じて、災害が発生するおそれが極めて高い状況等を踏まえ、指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での退避等の安全確保も含めた緊急避難も避難であり、実際に災害が発生していることを把握した場合には、可能な範囲で命を守る最善の行動をとる必要があることを、市民に対しあらかじめ周知するなど普及啓発する。 2 要配慮者の特性に配慮した避難情報の伝達 市は、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、早めの段階での避難行動の開始を求める必要がある。 このため、災害事象ごとに、避難すべき区域や伝達事項、伝達方法を明確にした高齢者等避難に関するマニュアルを整備する。 なお、避難行動要支援者の避難支援については、第8章「要配慮者のための環境整備」を参照のこと。 【達成目標】 ○災害事象に応じた的確な発令が迅速に伝達できるよう、避難<u>勧告</u>等判断基準・伝達マニュアルに反映する。 第3項 避難<u>勧告</u>等の伝達手段の整備 市は、避難<u>勧告</u>等を発令した際の伝達手段等を定め、確実に運用するための体制を整備する。その際、夜間に避難<u>勧告</u>等を発令した場合の伝達手段や視聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についても定めておく。 第2節 避難体制の整備 第2項 特別な区域における避難体制の整備 1 土砂災害計画区域・土砂災害特別警戒区域 (1) ～ (7) 略 (8) 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。<u>(追加)</u>	第2項 避難指示等の伝達に係る必要事項の整備 1 避難<u>指示</u>等の伝達内容の整備と周知 市は、避難<u>指示</u>等の発令に当たり正確な情報が迅速に伝わるよう、避難が必要な理由、対象地域の範囲、時期、求められる避難行動等の必要な伝達事項をあらかじめ定めるとともに、避難<u>指示</u>等の判断・伝達のマニュアルとして整備する。 また、避難<u>指示</u>等の対象となる避難行動として、地域の状況に応じて、災害が発生するおそれが極めて高い状況等を踏まえ、指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での退避等の安全確保も含めた緊急避難も避難であり、実際に災害が発生していることを把握した場合には、可能な範囲で命を守る最善の行動をとる必要があることを、市民に対しあらかじめ周知するなど普及啓発する。 2 要配慮者の特性に配慮した避難情報の伝達 <u>災害の恐れがある場合に、市は、避難行動要支援者をはじめとする避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を伝達する必要がある。</u> このため、災害事象ごとに、避難すべき区域や伝達事項、伝達方法を明確にした高齢者等避難に関するマニュアルを整備する。 なお、避難行動要支援者の避難支援については、第8章「要配慮者のための環境整備」を参照のこと。 【達成目標】 ○災害事象に応じた的確な発令が迅速に伝達できるよう、避難<u>指示</u>等判断基準・伝達マニュアルに反映する。 第3項 避難<u>指示</u>等の伝達手段の整備 市は、避難<u>指示</u>等を発令した際の伝達手段等を定め、確実に運用するための体制を整備する。その際、夜間に避難<u>指示</u>等を発令した場合の伝達手段や視聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についても定めておく。 第2節 避難体制の整備 第2項 特別な区域における避難体制の整備 1 土砂災害計画区域・土砂災害特別警戒区域 (1) ～ (7) 略 (8) 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。<u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために助言等を行う。</u>	災害対策基本法の改正に伴う修正 (国) 防災基本計画の見直しに伴う修正

現 行	修 正 案	備 考																
2 洪水浸水想定区域 (1) ～ (2) 略 (3) 市は、上記(1)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記(1)の計画を作成していない場合において、<u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</u> (4) ～ (5) 略 (6) 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。<u>(追加)</u>	2 洪水浸水想定区域 (1) ～ (2) 略 (3) 市は、上記(1)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記(1)の計画を作成していない場合において、<u>洪水の浸水のおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</u> (4) ～ (5) 略 (6) 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。<u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために助言等を行う。</u>	誤記修正																
第4項 広域避難体制の整備 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結を進めるとともに、広域避難の際に被災者が円滑に移動できるよう、運送事業者等との協定の締結を図る。また、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 (略) 【達成目標】 ○運送事業者等と被災者の輸送に関する協議をし、協定の締結等災害時に備えた体制を構築する	第4項 広域避難体制の整備 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結を進めるとともに、広域避難における居住者及び広域一時滞在における被災住民（以下、広域避難者という。）が円滑に移動できるよう、運送事業者等との協定の締結を図る。また、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 (略) 【達成目標】 ○運送事業者等と広域避難者の移動に関する協議をし、協定の締結等災害時に備えた体制を構築する	(国)防災基本計画の見直しに伴う修正																
第3節 避難場所等の指定及び整備 第2項 避難場所等の運営管理体制の整備 2 避難場所等の整備 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>施設・設備の整備</td><td>◆貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、シャワー、マット、パーテーション等</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	(略)	施設・設備の整備	◆貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、シャワー、マット、パーテーション等	(略)	(略)	第3節 避難場所等の指定及び整備 第2項 避難場所等の運営管理体制の整備 2 避難場所等の整備 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>施設・設備の整備</td><td>◆貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、シャワー、マット、簡易ベッド、パーテーション等</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	(略)	施設・設備の整備	◆貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、シャワー、マット、簡易ベッド、パーテーション等	(略)	(略)	(国)防災基本計画の見直しに伴う修正
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
施設・設備の整備	◆貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、シャワー、マット、パーテーション等																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
施設・設備の整備	◆貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、シャワー、マット、簡易ベッド、パーテーション等																	
(略)	(略)																	
6 指定避難所における備蓄対策の推進 (1) 備蓄計画の策定 食料品・飲料水等や常備薬、マスク、消毒液、使い捨て手袋、キャップ等衛生用品、炊き出し用具、毛布等の生活必需品などのうち、避難生活に必要な物資として市が備蓄する品目等を定めた備蓄計画を策定し、随時更新を図る。この際、男女共同参画の視点や、要配慮者の特性に十分考慮した計画となるよう配慮する。	6 指定避難所における備蓄対策の推進 (1) 備蓄計画の策定 食料品・飲料水等や常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、使い捨て手袋、キャップ等衛生用品、炊き出し用具、毛布等の生活必需品などのうち、避難生活に必要な物資として市が備蓄する品目等を定めた備蓄計画を策定し、随時更新を図る。この際、男女共同参画の視点や、要配慮者の特性に十分考慮した計画となるよう配慮する。	(県)地域防災計画の見直しに伴う修正																
(2) 備蓄場所の整備 小・中学校においては、防災倉庫を活用し、避難場所等開設時に必要な物品や生活用品等を中心に備蓄を推進する。併せて家庭や事業所等における備蓄を促していく。 なお、食料・飲料水等については保管状態も考慮し、空き教室や倉庫などの備蓄場所を確保するなど、備蓄環境を整える。 また、物資の供給体制についての詳細は、第10章を参照のこと。	(2) 備蓄場所の整備 小・中学校及び公民館、福祉センターの避難場所等において、防災倉庫を活用し、避難場所等開設時に必要な物品や生活用品等を中心に備蓄を計画的に推進する。併せて家庭や事業所等における備蓄を促していく。 なお、食料・飲料水等については保管状態も考慮し、空き教室や倉庫などの備蓄場所を確保するなど、備蓄環境を整える。 また、物資の供給体制についての詳細は、第10章を参照のこと。	市の取組追加及び表現の適正化																

現 行	修 正 案	備 考																												
第 8 章 要配慮者のための環境整備 第 1 節 要配慮者支援体制の整備 主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、防災危機管理課、消防本部、<u>市民活動推進課</u> 第 1 項 施設における要配慮者支援体制の整備 2 施設・設備等の整備 (略) <table><tr><td>安全化対策</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>備蓄の整備</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>設備等の整備</td><td>◆消防機関等への緊急通報設備や<u>入院・入所者</u>の避難誘導設備、防災資機材等の点検・整備を進める。</td></tr></table> 第 2 項 地域における要配慮者支援体制の整備 3 要配慮者の特性に配慮した情報伝達体制の整備 (略) ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆避難行動に時間を要する要配慮者に対し、早めの段階で避難行動の開始を求める「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するための基準策定をする。 第 2 節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 主な関係法令：災害対策基本法 第 49 条の 10 防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例 第 4 条、第 5 条 (現状と課題) 市では、避難行動要支援者の把握に努め、名簿の作成及び管理に取り組んでおり、災対法に基づき、避難支援等関係者へ提供する名簿を作成している。 <u>また、この名簿を基に要配慮者避難支援ガイドラインを活用して、避難行動要支援者の避難支援等の個別支援計画を策定する必要がある。</u> (基本方針) ○（略） ○（略） ○<u>（追加）</u> 3 避難行動要支援者の範囲の設定 (略) <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>難病患者</td><td>◆<u>難病患者</u>のうち、<u>特定疾患医療受給者</u>の認定を受けている者 ◆<u>難病患者</u>のうち、<u>小児慢性特定疾患医療受給者</u>の認定を受けている者</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	安全化対策	◆（略）	備蓄の整備	◆（略） ◆（略）	設備等の整備	◆消防機関等への緊急通報設備や <u>入院・入所者</u> の避難誘導設備、防災資機材等の点検・整備を進める。	（略）	（略）	（略）	（略）	難病患者	◆ <u>難病患者</u> のうち、 <u>特定疾患医療受給者</u> の認定を受けている者 ◆ <u>難病患者</u> のうち、 <u>小児慢性特定疾患医療受給者</u> の認定を受けている者	（略）	（略）	第 8 章 要配慮者のための環境整備 第 1 節 要配慮者支援体制の整備 主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、防災危機管理課、消防本部、<u>地域振興課</u> 第 1 項 施設における要配慮者支援体制の整備 2 施設・設備等の整備 (略) <table><tr><td>安全化対策</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>備蓄の整備</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>設備等の整備</td><td>◆消防機関等への緊急通報設備や<u>入所・入院者</u>の避難誘導設備、防災資機材等の点検・整備を進める。</td></tr></table> 第 2 項 地域における要配慮者支援体制の整備 3 要配慮者の特性に配慮した情報伝達体制の整備 (略) ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆避難行動に時間を要する要配慮者に対し、早めの段階で避難行動の開始を求める「高齢者等避難」を発令するための基準策定をする。 第 2 節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 主な関係法令：災害対策基本法 第 49 条の 10、<u>第 49 条の 14</u> 防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例 第 4 条、第 5 条 (現状と課題) 市では、避難行動要支援者の把握に努め、名簿の作成及び管理に取り組んでおり、災対法に基づき、避難支援等関係者へ提供する名簿を作成している。 <u>この名簿に掲載された避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、避難支援等関係者との連携のもと、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める必要がある。</u> (基本方針) ○（略） ○（略） ○<u>避難支援等関係者との連携のもと、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に努める。</u> 3 避難行動要支援者の範囲の設定 (略) <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>難病患者</td><td>◆<u>特定医療費（指定難病）受給者</u>のうち、<u>「人工呼吸器装着者」</u>の認定を受けている者 ◆<u>小児慢性特定疾患医療受給者</u>のうち、<u>「人工呼吸器装着者」</u>の認定を受けている者</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	安全化対策	◆（略）	備蓄の整備	◆（略） ◆（略）	設備等の整備	◆消防機関等への緊急通報設備や <u>入所・入院者</u> の避難誘導設備、防災資機材等の点検・整備を進める。	（略）	（略）	（略）	（略）	難病患者	◆ <u>特定医療費（指定難病）受給者</u> のうち、 <u>「人工呼吸器装着者」</u> の認定を受けている者 ◆ <u>小児慢性特定疾患医療受給者</u> のうち、 <u>「人工呼吸器装着者」</u> の認定を受けている者	（略）	（略）	組織改編 表現の適正化 災害対策基本法の改正に伴う修正 所要の修正
安全化対策	◆（略）																													
備蓄の整備	◆（略） ◆（略）																													
設備等の整備	◆消防機関等への緊急通報設備や <u>入院・入所者</u> の避難誘導設備、防災資機材等の点検・整備を進める。																													
（略）	（略）																													
（略）	（略）																													
難病患者	◆ <u>難病患者</u> のうち、 <u>特定疾患医療受給者</u> の認定を受けている者 ◆ <u>難病患者</u> のうち、 <u>小児慢性特定疾患医療受給者</u> の認定を受けている者																													
（略）	（略）																													
安全化対策	◆（略）																													
備蓄の整備	◆（略） ◆（略）																													
設備等の整備	◆消防機関等への緊急通報設備や <u>入所・入院者</u> の避難誘導設備、防災資機材等の点検・整備を進める。																													
（略）	（略）																													
（略）	（略）																													
難病患者	◆ <u>特定医療費（指定難病）受給者</u> のうち、 <u>「人工呼吸器装着者」</u> の認定を受けている者 ◆ <u>小児慢性特定疾患医療受給者</u> のうち、 <u>「人工呼吸器装着者」</u> の認定を受けている者																													
（略）	（略）																													

現 行	修 正 案	備 考
6 個別支援計画の作成 市は、迅速で円滑な避難を実現するため、要配慮者避難支援ガイドラインを基に<u>避難行動要支援者の個別支援計画を作成できるよう、個別支援計画の作成について避難支援等関係者への支援を行う。なお、個別支援計画で定めるとおりの避難行動支援ができない状況も起こり得ることから、あらかじめ避難行動要支援者と避難支援者が共通認識を持つよう促す。</u> (追加) 10 迅速な避難行動を促すための情報伝達体制の整備 市は、避難勧告等の発令等を確実に避難行動要支援者や避難支援等関係者に伝え、迅速な避難行動に結びつけるため、避難情報の連絡体制や伝達体制の整備を図る。 なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し確実に情報内容が伝達されるよう、その手段や内容に留意して整備する。 第 9 章 被災者支援のための事前準備 主な担当関係部署：社会福祉課、市民課、課税課、収納課、<u>建築課</u> 第 11 章 文教施設における防災体制の整備 第 1 節 学校等における防災体制の整備 第 1 項 建物の安全対策 1 既存建築物の安全化対策 (1) 学校施設等 市は、昭和 56 年の建築基準法改正以前の既存建物のうち、耐震性を満たしていない建物について、<u>耐震化工事を実施する。また、地震災害に備え、屋内運動場の天井等落下防止対策工事を進める。</u> 【達成目標】 ○学校施設の耐震化及び<u>天井</u>等落下防止対策を計画的に実施する。 第 17 章 応急復旧及び復旧対策のための体制整備 第 1 節 建物応急対策の整備 主な担当関係部署：建築課、社会福祉課、都市計画課 第 3 節 ライフライン施設の応急復旧体制の整備 第 1 項 ライフライン施設の応急復旧体制の整備 (略) また、下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう平成 29 年 2 月に「下水道業務継続計画（ＢＣＰ）地震・津波編」を作成し、平成 30 年 3 月に上水道施設を加えた「上下水道業務継続計画（ＢＣＰ）地震・津波編」を作成<u>している</u>。今後は、洪水に備えた浸水対策や活動体制並びに必要な資機材の備蓄及び調達体制を整備する。 (略)	6 個別避難計画の作成 市は、迅速で円滑な避難を実現するため、要配慮者避難支援ガイドラインを基に<u>避難支援等関係者との連携を図り、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに次に掲げる事項を定めた個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合はこの限りではない。</u> ◆災害時に避難支援等を行う者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先 ◆<u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> ◆<u>上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</u> 10 迅速な避難行動を促すための情報伝達体制の整備 市は、避難<u>指示</u>等の発令等を確実に避難行動要支援者や避難支援等関係者に伝え、迅速な避難行動に結びつけるため、避難情報の連絡体制や伝達体制の整備を図る。 なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し確実に情報内容が伝達されるよう、その手段や内容に留意して整備する。 第 9 章 被災者支援のための事前準備 主な担当関係部署：社会福祉課、市民課、課税課、収納課、建築課、<u>開発建築指導課</u> 第 11 章 文教施設における防災体制の整備 第 1 節 学校等における防災体制の整備 第 1 項 建物の安全対策 1 既存建築物の安全化対策 (1) 学校施設等 <u>建物の構造体に対する耐震化工事は完了したため、引き続き、非構造部材の屋内運動場照明器具等の落下防止対策工事を進める。</u> 【達成目標】 ○学校施設の耐震化及び<u>照明器具</u>等落下防止対策を計画的に実施する。 第 17 章 応急復旧及び復旧対策のための体制整備 第 1 節 建物応急対策の整備 主な担当関係部署：建築課、社会福祉課、都市計画課、<u>開発建築指導課</u> 第 3 節 ライフライン施設の応急復旧体制の整備 第 1 項 ライフライン施設の応急復旧体制の整備 (略) また、下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう平成 29 年 2 月に「下水道業務継続計画（ＢＣＰ）地震・津波編」を作成し、平成 30 年 3 月に上水道施設を加えた「上下水道業務継続計画（ＢＣＰ）地震・津波編」を作成した。令和 3 年 3 月には、下水道の施設浸水対策を加えた「上下水道業務継続計画（ＢＣＰ）地震・津波及び水害編」を作成し、<u>今後は、洪水に備えた浸水対策や活動体制並びに必要な資機材の備蓄及び調達体制を整備する。</u> (略)	災害対策基本法の改正に伴う修正 災害対策基本法の改正に伴う修正 組織改編 市の取組追加 組織改編 市の取組追加

現 行	修 正 案	備 考																																																				
第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動体制の確立 第1節 市活動体制の確保 第1項<table><tr><td>第1警戒体制</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2警戒体制</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災害対策本部体制</td><td>市の地域の全部若しくは一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは防災危機管理監の進言により、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施する体制</td></tr></table> 第2項 体制の確保 1 動員要請 (1) 配備体制の伝達による動員要請 各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、<u>防災危機管理監</u>（<u>防災危機管理監</u>に事故あるときは<u>総務部次長</u>）が発する。伝達手段を以下に示す。 第2節 災害対策本部等の設置・運営等 第1項 災害対策本部等の設置 1 第1警戒体制、第2警戒体制 (2) 第2警戒体制<table><tr><td></td><td>気 象 災 害 の 場 合</td><td>地震災害の場合</td><td>津波災害の場合</td><td>その他の災害の場合</td></tr><tr><td>第2警戒体制</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>本部の設置</td><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>実施する業務</td><td colspan="4">(略)</td></tr></table> ※台風の接近等、必要に応じ<u>防災危機管理監</u>招集のもと、庁内情報共有会議を開催し、防災気象情報の共有や今後の各部局の対応方針等の確認を行う。 2 水防本部の設置 下表の基準の1つに達した場合、<u>防災危機管理監</u>の進言により、水防長（副市長）は、水災を予防警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するために必要と認めたときは、水防非常体制に移行させ、1号館2階防災危機管理課内に水防本部を設置する。災害の状況により水防非常体制ではなく、第1非常体制へ移行する場合あり。 3 災害対策本部の設置 市の地域の全部若しくは一部に下表に示す災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは<u>防災危機管理監</u>の進言により、市長は、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めたときは、市本部を設置する。	第1警戒体制	(略)	第2警戒体制	(略)	災害対策本部体制	市の地域の全部若しくは一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは防災危機管理監の進言により、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施する体制		気 象 災 害 の 場 合	地震災害の場合	津波災害の場合	その他の災害の場合	第2警戒体制	(略)	(略)	(略)	(略)	本部の設置	(略)				実施する業務	(略)				第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動体制の確立 第1節 市活動体制の確保 第1項<table><tr><td>第1警戒体制</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2警戒体制</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災害対策本部体制</td><td>市の地域の全部若しくは一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは<u>防災監</u>の進言により、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施する体制</td></tr></table> 第2項 体制の確保 1 動員要請 (1) 配備体制の伝達による動員要請 各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、<u>防災監</u>（<u>防災監</u>に事故あるときは<u>防災危機管理課長</u>）が発する。伝達手段を以下に示す。 第2節 災害対策本部等の設置・運営等 第1項 災害対策本部等の設置 1 第1警戒体制、第2警戒体制 (2) 第2警戒体制<table><tr><td></td><td>気 象 災 害 の 場 合</td><td>地震災害の場合</td><td>津波災害の場合</td><td>その他の災害の場合</td></tr><tr><td>第2警戒体制</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>本部の設置</td><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>実施する業務</td><td colspan="4">(略)</td></tr></table> ※台風の接近等、必要に応じ<u>防災監</u>招集のもと、庁内情報共有会議を開催し、防災気象情報の共有や今後の各部局の対応方針等の確認を行う。 2 水防本部の設置 下表の基準の1つに達した場合、<u>防災監</u>の進言により、水防長（副市長）は、水災を予防警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するために必要と認めたときは、水防非常体制に移行させ、1号館2階防災危機管理課内に水防本部を設置する。災害の状況により水防非常体制ではなく、第1非常体制へ移行する場合あり。 3 災害対策本部の設置 市の地域の全部若しくは一部に下表に示す災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは<u>防災監</u>の進言により、市長は、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めたときは、市本部を設置する。	第1警戒体制	(略)	第2警戒体制	(略)	災害対策本部体制	市の地域の全部若しくは一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは <u>防災監</u> の進言により、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施する体制		気 象 災 害 の 場 合	地震災害の場合	津波災害の場合	その他の災害の場合	第2警戒体制	(略)	(略)	(略)	(略)	本部の設置	(略)				実施する業務	(略)				組織改編 組織改編 組織改編 組織改編
第1警戒体制	(略)																																																					
第2警戒体制	(略)																																																					
災害対策本部体制	市の地域の全部若しくは一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは防災危機管理監の進言により、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施する体制																																																					
	気 象 災 害 の 場 合	地震災害の場合	津波災害の場合	その他の災害の場合																																																		
第2警戒体制	(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
本部の設置	(略)																																																					
実施する業務	(略)																																																					
第1警戒体制	(略)																																																					
第2警戒体制	(略)																																																					
災害対策本部体制	市の地域の全部若しくは一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは <u>防災監</u> の進言により、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施する体制																																																					
	気 象 災 害 の 場 合	地震災害の場合	津波災害の場合	その他の災害の場合																																																		
第2警戒体制	(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
本部の設置	(略)																																																					
実施する業務	(略)																																																					

現 行				修 正 案				備 考	
	気 象 災 害 の 場 合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合		気 象 災 害 の 場 合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合	組織改編	
非常体制 （災害対策本部設置）	（略）	（略）	（略）	非常体制 （災害対策本部設置）	（略）	（略）	（略）		
	（略）	（略）							
設置者	市長（代行第1位：副市長（副本部長）、代行第2位： <u>防災危機管理監</u> 、代行第3位：土木都市建設部長）			設置者	市長（代行第1位：副市長（副本部長）、代行第2位： <u>総務部長</u> 、代行第3位：土木都市建設部長）				
設置場所	（略）			設置場所	（略）				
設置に伴う事務	（略）			設置に伴う事務	（略）				
(1) 市本部の組織体制及び実施する事務 （略）				(1) 市本部の組織体制及び実施する事務 （略）				組織改編	
本部長		市長 （代行第 1 位：副市長（副本部長）、 代行第 2 位： <u>防災危機管理監</u> 、 代行第 3 位：土木都市建設部長）		本部長		市長 （代行第 1 位：副市長（副本部長）、 代行第 2 位： <u>総務部長</u> 、 代行第 3 位：土木都市建設部長）		組織改編	
副本部長		副市長 （代行第 1 位： <u>防災危機管理監</u> 、 代行第 2 位：土木都市建設部長、 代行第 3 位：総合政策部長）		副本部長		副市長 （代行第 1 位： <u>総務部長</u> 、 代行第 2 位：土木都市建設部長、 代行第 3 位：総合政策部長）		組織改編	
第 2 項 市本部の運営 3 本部員会議の実施 （略）				第 2 項 市本部の運営 3 本部員会議の実施 （略）				災害対策基本法の改正に伴う修正	
招集者	◆（略） ◆（略）			招集者	◆（略） ◆（略）				
本部員会議の構成	◆（略） ◆（略）			本部員会議の構成	◆（略） ◆（略）				
会議の実施場所	◆（略） ◆（略）			会議の実施場所	◆（略） ◆（略）				
会議における決定事項	◆（略） ◆ <u>避難勧告</u> 等の発令に関すること ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）			会議における決定事項	◆（略） ◆ <u>避難指示</u> 等の発令に関すること ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）				
本部員会議の通知	◆（略）			本部員会議の通知	◆（略）				
防災関係機関	◆（略）			防災関係機関	◆（略）				

現 行	修 正 案	備 考																																																										
第 2 章 災害情報等の収集・伝達 第 1 節 災害発生直前の情報収集・伝達 主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>市民活動推進課</u>（出張所班）、消防本部、消防団 第 1 項 気象警報・注意報等の収集 市は、下関地方気象台等から気象警報・注意報、気象情報、土砂災害警戒情報等を収集し、避難<u>勧告</u>等の判断など災害対策活動に利用する。主な気象警報・注意報等を以下に示す。 なお、詳細は、資料編のとおりとする。 <table><tr><td>気象警報・注意報等</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>土砂災害警戒情報</td><td>◆下関地方気象台と県砂防課は、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難<u>勧告</u>等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難の判断を支援することを目的とし、発表<u>される</u>（気象業務法第 11 条・災対法第 40 条及び第 55 条・土砂災害防止法第 27 条）。</td></tr><tr><td>土砂災害緊急情報</td><td>◆県砂防課は、地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの<u>勧告又は指示</u>の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表<u>される</u>（土砂災害防止法第 28 条及び第 31 条）。</td></tr><tr><td>噴火警報等</td><td>◆（略）</td></tr></table> 第 3 節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第 2 項 市の被害情報調査・収集・集約 1 災害情報の収集 （略） また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報<u>殺到</u>状況等）を積極的に収集する。 以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集する。法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行う。 （1）各対策部による災害情報の収集 【収集すべき主な情報】 <table><tr><th>災害発生直後</th><th>その後の段階</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>人命危機の有無及び人的被害の発生状況</td><td>避難<u>勧告、指示</u>又は警戒区域の設定状況</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	気象警報・注意報等	◆（略） ◆（略）	土砂災害警戒情報	◆下関地方気象台と県砂防課は、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難 <u>勧告</u> 等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難の判断を支援することを目的とし、発表 <u>される</u> （気象業務法第 11 条・災対法第 40 条及び第 55 条・土砂災害防止法第 27 条）。	土砂災害緊急情報	◆県砂防課は、地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの <u>勧告又は指示</u> の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表 <u>される</u> （土砂災害防止法第 28 条及び第 31 条）。	噴火警報等	◆（略）	災害発生直後	その後の段階	（略）	（略）	人命危機の有無及び人的被害の発生状況	避難 <u>勧告、指示</u> 又は警戒区域の設定状況	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第 2 章 災害情報等の収集・伝達 第 1 節 災害発生直前の情報収集・伝達 主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>地域振興課</u>（出張所班）、消防本部、消防団 第 1 項 気象警報・注意報等の収集 市は、下関地方気象台等から気象警報・注意報、気象情報、土砂災害警戒情報等を収集し、避難<u>指示</u>等の判断など災害対策活動に利用する。主な気象警報・注意報等を以下に示す。 なお、詳細は、資料編のとおりとする。 <table><tr><td>気象警報・注意報等</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>土砂災害警戒情報</td><td>◆下関地方気象台と県砂防課は、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難<u>指示</u>等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難の判断を支援することを目的とし、発表<u>する</u>（気象業務法第 11 条・災対法第 40 条及び第 55 条・土砂災害防止法第 27 条）。</td></tr><tr><td>土砂災害緊急情報</td><td>◆県砂防課は、地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの<u>指示又は緊急安全確保の発令</u>の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表<u>する</u>（土砂災害防止法第 28 条及び第 31 条）。</td></tr><tr><td>噴火警報等</td><td>◆（略）</td></tr></table> 第 3 節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第 2 項 市の被害情報調査・収集・集約 1 災害情報の収集 （略） また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報<u>輻輳</u>状況等）を積極的に収集する。 以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集する。法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行う。 （1）各対策部による災害情報の収集 【収集すべき主な情報】 <table><tr><th>災害発生直後</th><th>その後の段階</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>人命危機の有無及び人的被害の発生状況</td><td>避難<u>指示</u>等又は警戒区域の設定状況</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	気象警報・注意報等	◆（略） ◆（略）	土砂災害警戒情報	◆下関地方気象台と県砂防課は、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難 <u>指示</u> 等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難の判断を支援することを目的とし、発表 <u>する</u> （気象業務法第 11 条・災対法第 40 条及び第 55 条・土砂災害防止法第 27 条）。	土砂災害緊急情報	◆県砂防課は、地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの <u>指示又は緊急安全確保の発令</u> の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表 <u>する</u> （土砂災害防止法第 28 条及び第 31 条）。	噴火警報等	◆（略）	災害発生直後	その後の段階	（略）	（略）	人命危機の有無及び人的被害の発生状況	避難 <u>指示</u> 等又は警戒区域の設定状況	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	組織改編 災害対策基本法の改正に伴う修正 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 災害対策基本法の改正に伴う修正
気象警報・注意報等	◆（略） ◆（略）																																																											
土砂災害警戒情報	◆下関地方気象台と県砂防課は、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難 <u>勧告</u> 等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難の判断を支援することを目的とし、発表 <u>される</u> （気象業務法第 11 条・災対法第 40 条及び第 55 条・土砂災害防止法第 27 条）。																																																											
土砂災害緊急情報	◆県砂防課は、地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの <u>勧告又は指示</u> の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表 <u>される</u> （土砂災害防止法第 28 条及び第 31 条）。																																																											
噴火警報等	◆（略）																																																											
災害発生直後	その後の段階																																																											
（略）	（略）																																																											
人命危機の有無及び人的被害の発生状況	避難 <u>勧告、指示</u> 又は警戒区域の設定状況																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
気象警報・注意報等	◆（略） ◆（略）																																																											
土砂災害警戒情報	◆下関地方気象台と県砂防課は、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難 <u>指示</u> 等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難の判断を支援することを目的とし、発表 <u>する</u> （気象業務法第 11 条・災対法第 40 条及び第 55 条・土砂災害防止法第 27 条）。																																																											
土砂災害緊急情報	◆県砂防課は、地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの <u>指示又は緊急安全確保の発令</u> の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表 <u>する</u> （土砂災害防止法第 28 条及び第 31 条）。																																																											
噴火警報等	◆（略）																																																											
災害発生直後	その後の段階																																																											
（略）	（略）																																																											
人命危機の有無及び人的被害の発生状況	避難 <u>指示</u> 等又は警戒区域の設定状況																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											
（略）	（略）																																																											

現 行		修 正 案		備 考																																									
(4) 消防本部、消防団及び自主防災組織（自治会等）による災害情報の収集 <table><tr><td>消防本部</td><td>◆（略） ◆（略） ◆市本部への情報伝達を遅滞なく行い、情報の共有化を図る。 本部統括部総括班は、被害規模を早期に把握するため、概括情報(緊急通報<u>殺到</u>状況等)の情報を積極的に収集する。</td></tr><tr><td>消防団</td><td>◆（略） ◆可能な限りの被害情報収集を行い、電話又は無線で消防本部へ報告する。</td></tr><tr><td>自主防災組織（自治会等）</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr></table> 3 被害状況調査の取りまとめ (1) 被害調査の取りまとめ 本部統括部情報整理班は、各被害調査の取りまとめを行う。取りまとめた情報は、<u>防災危機管理監</u>から本部長（市長）へ適宜報告する。また、被害が甚大な場合は、被害状況のとりまとめに時間がかかるなど報告が滞るおそれがあることを踏まえ、本部統括部情報整理班は、各対策部各班からの報告を待つのみならず、積極的に各対策部各班への被害調査事項の確認等を行い、被害状況の把握の円滑・迅速化に努める。 (2) 災害情報に基づく意志決定及び共有化 本部統括部総括班は、情報を分析し、応援要請、自衛隊派遣要請、<u>避難の勧告・指示</u>等、警戒区域の設定、事前措置、救助法の適用申請等の必要性の有無を検討し、本部長である市長（不在の場合は、副本部長である副市長）に進言を行う。 第3項 被害状況の報告 1 県への被害情報報告 (1) 被害発生速報（被害発生報告書：資料編） <table><tr><th>速報</th><th>速報内容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>避難措置</td><td>市が<u>立退き</u>を<u>勧告</u>又は<u>指示</u>した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>					消防本部	◆（略） ◆（略） ◆市本部への情報伝達を遅滞なく行い、情報の共有化を図る。 本部統括部総括班は、被害規模を早期に把握するため、概括情報(緊急通報 <u>殺到</u> 状況等)の情報を積極的に収集する。	消防団	◆（略） ◆可能な限りの被害情報収集を行い、電話又は無線で消防本部へ報告する。	自主防災組織（自治会等）	◆（略） ◆（略）	速報	速報内容	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	避難措置	市が <u>立退き</u> を <u>勧告</u> 又は <u>指示</u> した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合	（略）	（略）	(4) 消防本部、消防団及び自主防災組織（自治会等）による災害情報の収集 <table><tr><td>消防本部</td><td>◆（略） ◆（略） ◆市本部への情報伝達を遅滞なく行い、情報の共有化を図る。 本部統括部総括班は、被害規模を早期に把握するため、概括情報(緊急通報<u>輻輳</u>状況等)の情報を積極的に収集する。</td></tr><tr><td>消防団</td><td>◆（略） ◆可能な限りの被害情報収集を行い、電話又は<u>消防無線</u>で消防本部へ報告する。</td></tr><tr><td>自主防災組織（自治会等）</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr></table> 3 被害状況調査の取りまとめ (1) 被害調査の取りまとめ 本部統括部情報整理班は、各被害調査の取りまとめを行う。取りまとめた情報は、<u>防災監</u>から本部長（市長）へ適宜報告する。また、被害が甚大な場合は、被害状況のとりまとめに時間がかかるなど報告が滞るおそれがあることを踏まえ、本部統括部情報整理班は、各対策部各班からの報告を待つのみならず、積極的に各対策部各班への被害調査事項の確認等を行い、被害状況の把握の円滑・迅速化に努める。 (2) 災害情報に基づく意志決定及び共有化 本部統括部総括班は、情報を分析し、応援要請、自衛隊派遣要請、<u>避難指示</u>等、警戒区域の設定、事前措置、救助法の適用申請等の必要性の有無を検討し、本部長である市長（不在の場合は、副本部長である副市長）に進言を行う。 第3項 被害状況の報告 1 県への被害情報報告 (1) 被害発生速報（被害発生報告書：資料編） <table><tr><th>速報</th><th>速報内容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>避難措置</td><td>市が<u>立退き</u>を<u>指示</u>した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	消防本部	◆（略） ◆（略） ◆市本部への情報伝達を遅滞なく行い、情報の共有化を図る。 本部統括部総括班は、被害規模を早期に把握するため、概括情報(緊急通報 <u>輻輳</u> 状況等)の情報を積極的に収集する。	消防団	◆（略） ◆可能な限りの被害情報収集を行い、電話又は <u>消防無線</u> で消防本部へ報告する。	自主防災組織（自治会等）	◆（略） ◆（略）	速報	速報内容	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	避難措置	市が <u>立退き</u> を <u>指示</u> した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合	（略）	（略）	表現の適正化	組織改編	災害対策基本法の改正に伴う修正	表現の適正化
消防本部	◆（略） ◆（略） ◆市本部への情報伝達を遅滞なく行い、情報の共有化を図る。 本部統括部総括班は、被害規模を早期に把握するため、概括情報(緊急通報 <u>殺到</u> 状況等)の情報を積極的に収集する。																																												
消防団	◆（略） ◆可能な限りの被害情報収集を行い、電話又は無線で消防本部へ報告する。																																												
自主防災組織（自治会等）	◆（略） ◆（略）																																												
速報	速報内容																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
避難措置	市が <u>立退き</u> を <u>勧告</u> 又は <u>指示</u> した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合																																												
（略）	（略）																																												
消防本部	◆（略） ◆（略） ◆市本部への情報伝達を遅滞なく行い、情報の共有化を図る。 本部統括部総括班は、被害規模を早期に把握するため、概括情報(緊急通報 <u>輻輳</u> 状況等)の情報を積極的に収集する。																																												
消防団	◆（略） ◆可能な限りの被害情報収集を行い、電話又は <u>消防無線</u> で消防本部へ報告する。																																												
自主防災組織（自治会等）	◆（略） ◆（略）																																												
速報	速報内容																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
避難措置	市が <u>立退き</u> を <u>指示</u> した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合																																												
（略）	（略）																																												

現 行	修 正 案	備 考												
第 3 章 広報活動 第1節 広報活動 主な担当関係部署：情報政策課（広報班）、行政管理課、防災危機管理課、 市民活動推進課（出張所班）、消防本部 第 4 章 応援派遣・受援活動 第1節 防災機関等との応援・受援 第 1 項 応援・協力の要請 3 協定に基づく応援の要請 （1）他の地方公共団体等への応援要請 <table><tr><td>主な応援要請基準</td><td>（略）</td></tr><tr><td>主な要請内容</td><td>（略）</td></tr><tr><td>主な協定締結先</td><td>◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町） ◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 52 自治体） ◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 77 自治体） ◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書 ◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体） ◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体） ◆ 山口県内広域消防相互応援協定書―全県下を対象とする広域消防相互応援協定 ◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書―防府市、他 12 団体 ◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定―全県下の市町等を対象 ◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書―防府市、他 4 団体 (令和 2 年 9 月末現在)</td></tr></table> 第4節 被災自治体への応援 主な担当関係部署：防災危機管理課、人事課、社会福祉課、市民活動推進課、 教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局 第 1 項 応援派遣活動 （略） なお、上下水道局においては、<u>応急給水</u><u>応急復旧</u>や、<u>飲料水</u>の支援を行う。 また、各業務別の担当課は、資料編の「山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧」に準じる。 第 5 章 消防・救急活動 第 1 節 消防活動 第 1 項 3 応援要請、受入れ （略） なお、緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画、山口県緊急消防援助隊受援計画及び山口県内広域消防 応援計画に関する詳細は、第 4 章「応援派遣・受援活動」第 3 節による。	主な応援要請基準	（略）	主な要請内容	（略）	主な協定締結先	◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町） ◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 52 自治体） ◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 77 自治体） ◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書 ◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体） ◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体） ◆ 山口県内広域消防相互応援協定書―全県下を対象とする広域消防相互応援協定 ◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書―防府市、他 12 団体 ◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定―全県下の市町等を対象 ◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書―防府市、他 4 団体 (令和 2 年 9 月末現在)	第 3 章 広報活動 第1節 広報活動 主な担当関係部署：広報広聴課（広報班）、行政管理課、防災危機管理課、 地域振興課（出張所班）、消防本部 第 4 章 応援派遣・受援活動 第1節 防災機関等との応援・受援 第 1 項 応援・協力の要請 3 協定に基づく応援の要請 （1）他の地方公共団体等への応援要請 <table><tr><td>主な応援要請基準</td><td>（略）</td></tr><tr><td>主な要請内容</td><td>（略）</td></tr><tr><td>主な協定締結先</td><td>◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町） ◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 53 自治体） ◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 77 自治体） ◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書 ◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体） ◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体） ◆ 山口県内広域消防相互応援協定書―全県下を対象とする広域消防相互応援協定 ◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書―防府市、他 12 団体 ◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定―全県下の市町等を対象 ◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書―防府市、他 4 団体 (令和 3 年 7 月末現在)</td></tr></table> 第4節 被災自治体への応援 主な担当関係部署：防災危機管理課、人事課、社会福祉課、地域振興課、 教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局 第 1 項 応援派遣活動 （略） なお、なお、上下水道局においては、<u>応急給水・応急復旧</u>や<u>飲料水</u>の支援を行う。 また、各業務別の担当課は、資料編の「山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧」に準じる。 第 5 章 消防・救急活動 第 1 節 消防活動 第 1 項 3 応援要請、受入れ （略） なお、緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画、山口県緊急消防援助隊受援計画及び山口県内広域消防 応援計画に関する詳細は、第 4 章「応援派遣・受援活動」第 3 節による。	主な応援要請基準	（略）	主な要請内容	（略）	主な協定締結先	◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町） ◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 53 自治体） ◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 77 自治体） ◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書 ◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体） ◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体） ◆ 山口県内広域消防相互応援協定書―全県下を対象とする広域消防相互応援協定 ◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書―防府市、他 12 団体 ◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定―全県下の市町等を対象 ◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書―防府市、他 4 団体 (令和 3 年 7 月末現在)	組織改編 時点修正 組織改編 表現の適正化 名称の修正
主な応援要請基準	（略）													
主な要請内容	（略）													
主な協定締結先	◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町） ◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 52 自治体） ◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 77 自治体） ◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書 ◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体） ◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体） ◆ 山口県内広域消防相互応援協定書―全県下を対象とする広域消防相互応援協定 ◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書―防府市、他 12 団体 ◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定―全県下の市町等を対象 ◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書―防府市、他 4 団体 (令和 2 年 9 月末現在)													
主な応援要請基準	（略）													
主な要請内容	（略）													
主な協定締結先	◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町） ◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 53 自治体） ◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 77 自治体） ◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書 ◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体） ◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体） ◆ 山口県内広域消防相互応援協定書―全県下を対象とする広域消防相互応援協定 ◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書―防府市、他 12 団体 ◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定―全県下の市町等を対象 ◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書―防府市、他 4 団体 (令和 3 年 7 月末現在)													

現 行	修 正 案	備 考								
第２項 災害現場における消防活動 １ 災害現場への出動及び消防活動 初期の火災に対しては、速やかに鎮圧するために必要な部隊を投入し、拡大防止を図る。 炎上火災が輻輳して発生したときは、火災の規模、延焼状況、人命に対する危険、地域の特性等から判断して効率的な部隊運用を行い、全市的な観点からの被害軽減を図る。 （略） ４ 自主防災組織等との連携 自主防災組織及び事業所における自衛消防組織は、「自分たちのまち、自分たちの事業所は、自分たちが守る」の<u>自主防災</u>の理念の下、まず家庭や事業所において、身の安全を確保した後、出火防止措置等を実行する。 更に、地域や事業所等において互いに協力し、地域連帯による防災行動力を発揮し、人命の安全確保と被害の軽減を図る。 第６章 医療救護活動 第１節 医療救護活動 主な担当関係機関：山口健康福祉センター、日本赤十字社山口県支部、防府医師会、 防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会 第２項 医薬品・医療資機材等の補給 <u>（追加）</u> ３ 血液製剤の確保 市は、血液製剤の供給について必要と認めた場合、県を通じ、<u>日本赤十字社山口県支部</u>に供給を要請する。 第７章 緊急輸送 第２節 交通の確保 第２項 海上交通規制 <table><tr><td>被害状況の把握</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>規制措置</td><td>◆（略） ◆（略） ◆さらに、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難勧告等所要の措置を講じるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。</td></tr></table>	被害状況の把握	◆（略） ◆（略）	規制措置	◆（略） ◆（略） ◆さらに、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難勧告等所要の措置を講じるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。	第２項 災害現場における消防活動 １ 災害現場への出動及び消防活動 初期の火災に対しては、速やかに鎮圧するために必要な部隊を投入し、拡大防止を図る。 炎上火災が<u>市内の複数箇所</u>で発生したときは、火災の規模、延焼状況、人命に対する危険、地域の特性等から判断して効率的な部隊運用を行い、全市的な観点からの被害軽減を図る。 （略） ４ 自主防災組織等との連携 自主防災組織及び事業所における自衛消防組織は、「自分たちのまち、自分たちの事業所は、自分たちが守る」<u>という</u>自主防災の理念の下、まず家庭や事業所において、身の安全を確保した後、出火防止措置等を実行する。 更に、地域や事業所等において互いに協力し、地域連帯による防災行動力を発揮し、人命の安全確保と被害の軽減を図る。 第６章 医療救護活動 第１節 医療救護活動 主な担当関係機関：山口健康福祉センター、日本赤十字社山口県支部、<u>山口県赤十字血液センター</u>、 防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会 第２項 医薬品・医療資機材等の補給 <u>２ 薬剤師の派遣要請</u> <u>市は、必要に応じ、県薬剤師会に対し、災害薬事コーディネーター及び薬剤管理班の派遣を要請する。</u> ３ 血液製剤の確保 市は、血液製剤の供給について必要と認めた場合、県を通じ、<u>山口県赤十字血液センター</u>に供給を要請する。 第７章 緊急輸送 第２節 交通の確保 第２項 海上交通規制 <table><tr><td>被害状況の把握</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>規制措置</td><td>◆（略） ◆（略） ◆さらに、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難<u>指示</u>等所要の措置を講じるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。</td></tr></table>	被害状況の把握	◆（略） ◆（略）	規制措置	◆（略） ◆（略） ◆さらに、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難 <u>指示</u> 等所要の措置を講じるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。	表現の適正化（消防本部） 表現の適正化 災害薬事コーディネーターの配置 誤記修正 災害対策基本法の改正に伴う修正
被害状況の把握	◆（略） ◆（略）									
規制措置	◆（略） ◆（略） ◆さらに、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難勧告等所要の措置を講じるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。									
被害状況の把握	◆（略） ◆（略）									
規制措置	◆（略） ◆（略） ◆さらに、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難 <u>指示</u> 等所要の措置を講じるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。									

現 行	修 正 案	備 考
第 8 章 避難 第1節 避難勧告等の発令 主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、 <u>市民活動推進課</u>（出張所班）、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、 健康増進課、教育委員会（学校教育課）、消防本部 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民一人ひとりが自らの判断で、いのちを守るための避難行動をとることができるよう、速やかに避難勧告等の発令を行う。 （活動方針） ○市民の生命と安全を確保するため、気象や災害の状況に応じ、適時適切な避難勧告等を発令する。 ○避難勧告等を発令した場合は、速やかに県等の防災関係機関や市民、学校、福祉施設等へ連絡・通知する。 		

現 行	修 正 案	備 考																																												
2 避難勧告等の内容 避難勧告等の発令の際は、以下の事項を明示して行う。 <table><tr><td>避難対象地区</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>避難の理由</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>避難先（避難方法）</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>その他</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr></table> このうち、避難先（避難方法）については、平成 25 年の災対法の改正により、安全な場所へ移動する「立ち退き避難」だけでなく、「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保」という行動形態が避難勧告等の対象となり、現在の避難方法には、以下の 4 つの形があることに留意する。 <table><tr><td>立ち退き避難</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>屋内安全確保</td><td>◆ 建物内の安全な場所に留まり待避（上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合）</td></tr><tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr></table> 3 避難勧告等の発令の判断 市長は、災害情報を速やかに収集し、あらかじめ定めた判断基準に基づき、避難指示等の発令を決定する。発令の決定の際には、以下の事項に留意する。 <table><tr><td>発令のタイミング</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>避難の種別</td><td>◆ 避難場所への移動だけでなく屋内での安全確保措置も考慮し、災害状況及び市民の置かれた状況に応じた避難勧告等の種別を決定する。</td></tr><tr><td>専門機関への助言の求め</td><td>◆（略）</td></tr></table> なお、避難勧告等の判断基準及び市民に求める避難行動についての詳細は、資料編のとおりとする。 <table><tr><td>資料編「避難勧告等」</td></tr><tr><td>● 2-11-1 避難勧告等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般）</td></tr></table> 4 避難勧告等の伝達 市長は、市民に伝達する避難勧告等の内容を決定し、速やかに、防災行政無線（同報系）、市メールサービス、電話、F A X、緊急速報メール、Ｌアラート、広報車、報道機関の協力等、あらゆる広報手段を通じ、市民に周知する。その際、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達、豪雨時など情報が伝わりにくい状況での伝達、夜間の伝達等に配慮し、多様な伝達手段を活用して確実に情報を周知するよう努める。 特に、利用者が入所・入院する社会福祉施設、病院等に対しては、あらかじめ定めた情報伝達手段により、伝達の徹底を図る。	避難対象地区	◆（略）	避難の理由	◆（略）	避難先（避難方法）	◆（略）	その他	◆（略） ◆（略）	立ち退き避難	◆（略） ◆（略） ◆（略）	屋内安全確保	◆ 建物内の安全な場所に留まり待避（上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合）	（追加）	（追加）	発令のタイミング	◆（略）	避難の種別	◆ 避難場所への移動だけでなく屋内での安全確保措置も考慮し、災害状況及び市民の置かれた状況に応じた避難勧告等の種別を決定する。	専門機関への助言の求め	◆（略）	資料編「避難勧告等」	● 2-11-1 避難勧告等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般）	2 避難指示等の内容 避難指示等の発令の際は、以下の事項を明示して行う。 <table><tr><td>避難対象地区</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>避難の理由</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>避難先（避難方法）</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>その他</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr></table> 避難行動については、令和 3 年の災対法の改正により、安全な場所へ移動する「立退き避難」、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保である「屋内安全確保」に加え、災害が発生又は切迫しているため、安全に避難できない状況で緊急に安全を確保する「緊急安全確保」という行動形態があることに留意する。 <table><tr><td>立退き避難</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>屋内安全確保</td><td>◆ 建物内の安全な場所に留まり待避（上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合）</td></tr><tr><td>緊急安全確保</td><td>◆高所等への移動 ◆近傍の堅固な建物への退避 ◆屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避 ◆その他の緊急に安全を確保する措置</td></tr></table> 3 避難指示等の発令の判断 市長は、災害情報を速やかに収集し、あらかじめ定めた判断基準に基づき、避難指示等の発令を決定する。発令の決定の際には、以下の事項に留意する。 <table><tr><td>発令のタイミング</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>避難の種別</td><td>◆ 避難場所への移動だけでなく屋内での安全確保措置も考慮し、災害状況及び市民の置かれた状況に応じた避難指示等の種別を決定する。</td></tr><tr><td>専門機関への助言の求め</td><td>◆（略）</td></tr></table> なお、避難指示等の判断基準及び市民に求める避難行動についての詳細は、資料編のとおりとする。 <table><tr><td>資料編「避難指示等」</td></tr><tr><td>● 2-11-1 避難指示等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般）</td></tr></table> 4 避難指示等の伝達 市長は、市民に伝達する避難指示等の内容を決定し、速やかに、防災行政無線（同報系）、市メールサービス、電話、F A X、緊急速報メール、Ｌアラート、広報車、報道機関の協力等、あらゆる広報手段を通じ、市民に周知する。その際、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達、豪雨時など情報が伝わりにくい状況での伝達、夜間の伝達等に配慮し、多様な伝達手段を活用して確実に情報を周知するよう努める。 特に、利用者が入所・入院する社会福祉施設、病院等に対しては、あらかじめ定めた情報伝達手段により、伝達の徹底を図る。	避難対象地区	◆（略）	避難の理由	◆（略）	避難先（避難方法）	◆（略）	その他	◆（略） ◆（略）	立退き避難	◆（略） ◆（略） ◆（略）	屋内安全確保	◆ 建物内の安全な場所に留まり待避（上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合）	緊急安全確保	◆高所等への移動 ◆近傍の堅固な建物への退避 ◆屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避 ◆その他の緊急に安全を確保する措置	発令のタイミング	◆（略）	避難の種別	◆ 避難場所への移動だけでなく屋内での安全確保措置も考慮し、災害状況及び市民の置かれた状況に応じた避難指示等の種別を決定する。	専門機関への助言の求め	◆（略）	資料編「避難指示等」	● 2-11-1 避難指示等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般）	災害対策基本法の改正に伴う修正 災害対策基本法の改正に伴う修正
避難対象地区	◆（略）																																													
避難の理由	◆（略）																																													
避難先（避難方法）	◆（略）																																													
その他	◆（略） ◆（略）																																													
立ち退き避難	◆（略） ◆（略） ◆（略）																																													
屋内安全確保	◆ 建物内の安全な場所に留まり待避（上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合）																																													
（追加）	（追加）																																													
発令のタイミング	◆（略）																																													
避難の種別	◆ 避難場所への移動だけでなく屋内での安全確保措置も考慮し、災害状況及び市民の置かれた状況に応じた避難勧告等の種別を決定する。																																													
専門機関への助言の求め	◆（略）																																													
資料編「避難勧告等」																																														
● 2-11-1 避難勧告等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般）																																														
避難対象地区	◆（略）																																													
避難の理由	◆（略）																																													
避難先（避難方法）	◆（略）																																													
その他	◆（略） ◆（略）																																													
立退き避難	◆（略） ◆（略） ◆（略）																																													
屋内安全確保	◆ 建物内の安全な場所に留まり待避（上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合）																																													
緊急安全確保	◆高所等への移動 ◆近傍の堅固な建物への退避 ◆屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避 ◆その他の緊急に安全を確保する措置																																													
発令のタイミング	◆（略）																																													
避難の種別	◆ 避難場所への移動だけでなく屋内での安全確保措置も考慮し、災害状況及び市民の置かれた状況に応じた避難指示等の種別を決定する。																																													
専門機関への助言の求め	◆（略）																																													
資料編「避難指示等」																																														
● 2-11-1 避難指示等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般）																																														

現 行	修 正 案	備 考																								
資料編〔避難勧告等〕 2-10-1 避難の勧告・指示権者及び時期 3-10-2 避難勧告等に必要な事項と伝達手段 3-10-3 避難<u>勧告</u>等の伝達系統図 5 避難措置の報告及び通知 <table><tr><th>発令者</th><th>報 告 す る 時 期</th><th>報 告 先</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市 長</td><td>◆市長が、避難のための<u>立ち退き</u>の<u>勧告</u>又は指示を行ったとき（立ち退き先の指示を含む。）。 ◆警察官又は海上保安官が避難のための<u>立ち退き</u>を指示し、その旨を市長に通知したとき（<u>立ち退き</u>先の指示を含む。）。 ◆（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>水防管理者（市長）</td><td>◆避難のための<u>立ち退き</u>を指示したとき。</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 資料編〔避難勧告等〕 3-10-4 （略） 6 避難<u>勧告</u>等の解除 避難の必要がなくなった場合、市長は、避難<u>勧告</u>等の解除を行う。伝達方法等は発令に準じる。 なお、避難<u>勧告</u>の解除に当たっては、十分に安全性を確認の上、総合的に判断する。 また、土砂災害防止法第3 2条に基づき、市は国土交通大臣（中国地方整備局）又は県知事に対し、必要な助言を求めることができる。 第2節 避難誘導 避難<u>勧告</u>等が発令された場合、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、被害状況、想定される被害等を踏まえて避難先までの安全を確保し、警察、自主防災組織等と協力して、避難誘導を行う。 （活動方針） ○避難<u>勧告</u>等が発令された場合は、警察や自主防災組織等と連携し、安全な場所へ避難誘導を実施する。 第1項 避難誘導 避難<u>勧告</u>等が発令した場合、人命の安全を第一とし、警察署、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもと、避難誘導を行う。誘導の際の留意事項を以下に示す。 なお、要配慮者（避難行動要支援者）の避難については、本編第9章「要配慮者の支援」を参照のこと。	発令者	報 告 す る 時 期	報 告 先	根拠法令	市 長	◆市長が、避難のための <u>立ち退き</u> の <u>勧告</u> 又は指示を行ったとき（立ち退き先の指示を含む。）。 ◆警察官又は海上保安官が避難のための <u>立ち退き</u> を指示し、その旨を市長に通知したとき（ <u>立ち退き</u> 先の指示を含む。）。 ◆（略）	（略）	（略）	水防管理者（市長）	◆避難のための <u>立ち退き</u> を指示したとき。	（略）	（略）	資料編〔避難指示等〕 2-10-1 避難の指示権者及び時期 3-10-2 避難<u>指示</u>等に必要な事項と伝達手段 3-10-3 避難<u>指示</u>等の伝達系統図 5 避難措置の報告及び通知 <table><tr><th>発令者</th><th>報 告 す る 時 期</th><th>報 告 先</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市 長</td><td>◆市長が、避難のための立退きの指示を行ったとき（立退き先の指示を含む。）。 ◆警察官又は海上保安官が避難のための立退きを指示し、その旨を市長に通知したとき（立退き先の指示を含む。）。 ◆（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>水防管理者（市長）</td><td>◆避難のための立退きを指示したとき。</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 資料編〔避難指示等〕 3-10-4 （略） 6 避難<u>指示</u>等の解除 避難の必要がなくなった場合、市長は、避難<u>指示</u>等の解除を行う。伝達方法等は発令に準じる。 なお、避難<u>指示</u>の解除に当たっては、十分に安全性を確認の上、総合的に判断する。 また、土砂災害防止法第3 2条に基づき、市は国土交通大臣（中国地方整備局）又は県知事に対し、必要な助言を求めることができる。 第2節 避難誘導 避難<u>指示</u>等が発令された場合、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、被害状況、想定される被害等を踏まえて避難先までの安全を確保し、警察、自主防災組織等と協力して、避難誘導を行う。 （活動方針） ○避難<u>指示</u>等が発令された場合は、警察や自主防災組織等と連携し、安全な場所へ避難誘導を実施する。 第1項 避難誘導 避難<u>指示</u>等が発令した場合、人命の安全を第一とし、警察署、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもと、避難誘導を行う。誘導の際の留意事項を以下に示す。 なお、要配慮者（避難行動要支援者）の避難については、本編第9章「要配慮者の支援」を参照のこと。	発令者	報 告 す る 時 期	報 告 先	根拠法令	市 長	◆市長が、避難のための立退きの指示を行ったとき（立退き先の指示を含む。）。 ◆警察官又は海上保安官が避難のための立退きを指示し、その旨を市長に通知したとき（立退き先の指示を含む。）。 ◆（略）	（略）	（略）	水防管理者（市長）	◆避難のための立退きを指示したとき。	（略）	（略）	災害対策基本法の改正に伴う修正
発令者	報 告 す る 時 期	報 告 先	根拠法令																							
市 長	◆市長が、避難のための <u>立ち退き</u> の <u>勧告</u> 又は指示を行ったとき（立ち退き先の指示を含む。）。 ◆警察官又は海上保安官が避難のための <u>立ち退き</u> を指示し、その旨を市長に通知したとき（ <u>立ち退き</u> 先の指示を含む。）。 ◆（略）	（略）	（略）																							
水防管理者（市長）	◆避難のための <u>立ち退き</u> を指示したとき。	（略）	（略）																							
発令者	報 告 す る 時 期	報 告 先	根拠法令																							
市 長	◆市長が、避難のための立退きの指示を行ったとき（立退き先の指示を含む。）。 ◆警察官又は海上保安官が避難のための立退きを指示し、その旨を市長に通知したとき（立退き先の指示を含む。）。 ◆（略）	（略）	（略）																							
水防管理者（市長）	◆避難のための立退きを指示したとき。	（略）	（略）																							

現 行	修 正 案	備 考
第3節 警戒区域の設定 第1項 警戒区域の設定 3 警戒区域の設定及び伝達 警戒区域を定めた場合、警戒区域の設定を行った者は、掲示板、ロープ、赤色灯、赤旗等を活用して地域を明示する。この際、警戒区域内の事故防止に留意する。また、避難<u>勧告</u>等と同様、市民、県及び防災関係機関にその内容を伝達する。	第3節 警戒区域の設定 第1項 警戒区域の設定 3 警戒区域の設定及び伝達 警戒区域を定めた場合、警戒区域の設定を行った者は、掲示板、ロープ、赤色灯、赤旗等を活用して地域を明示する。この際、警戒区域内の事故防止に留意する。また、避難<u>指示</u>等と同様、市民、県及び防災関係機関にその内容を伝達する。	
第3節 避難場所等の設置・運営 主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、 <u>市民活動推進課</u>（出張所班）、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、 健康増進課、社会福祉課 市は、災害により住家を失った被災者や、災害による避難<u>勧告</u>等の対象者（自主避難を含む。）を保護するため、速やかに避難場所等を開設し、被災者を受け入れる。 災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想され、自治会、自主防災組織等の地域団体、施設管理者、消防団、ボランティア団体等が協力して対応することが必要であり、開設後の運営も含め、市と関係者が連携して運営に当たる。 なお、地区一時避難場所の開設は、運営管理責任者、自治会、自主防災組織等が中心となって実施する。	第4節 避難場所等の設置・運営 主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、 <u>地域振興課</u>（出張所班）、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、 健康増進課、社会福祉課 市は、災害により住家を失った被災者や、災害による避難<u>指示</u>等の対象者（自主避難を含む。）を保護するため、速やかに避難場所等を開設し、被災者を受け入れる。 災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想され、自治会、自主防災組織等の地域団体、施設管理者、消防団、ボランティア団体等が協力して対応することが必要であり、開設後の運営も含め、市と関係者が連携して運営に当たる。 なお、地区一時避難場所の開設は、運営管理責任者、自治会、自主防災組織等が中心となって実施する。	組織改編
第1項 避難場所等の開設 1 指定緊急避難場所の開設 (2) 自主避難場所 市本部未設置時に自主避難を求められた場合、指定緊急避難場所のうち、あらかじめ自主避難場所として指定した指定緊急避難場所を防災危機管理課長の指示により開設する。 また、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令したときは、その発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設準備を行う。 2 地区一時避難場所の開設 (略) なお、市は、地区一時避難場所の避難者情報等の把握に努めるとともに、当該地区が避難<u>勧告</u>等の対象地区とした際の取り扱いに留意する。	第1項 避難場所等の開設 1 指定緊急避難場所の開設 (2) 自主避難場所 市本部未設置時に自主避難を求められた場合、指定緊急避難場所のうち、あらかじめ自主避難場所として指定した指定緊急避難場所を防災危機管理課長の指示により開設する。 また、<u>高齢者等避難</u>を発令したときは、その発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設準備を行う。 2 地区一時避難場所の開設 (略) なお、市は、地区一時避難場所の避難者情報等の把握に努めるとともに、当該地区が避難<u>指示</u>等の対象地区とした際の取り扱いに留意する。	災害対策基本法の改正に伴う修正
第3項 避難場所等の統合及び閉鎖 避難場所等の統合・閉鎖の判断は、<u>防災危機管理監</u>の進言により、市本部で決定する。 統合・閉鎖に当たり、総務部総務班が総合的な調整をし、地域交流部出張所班は、地元の自治会長等にその旨連絡する。 1 避難場所等の統合 避難<u>勧告</u>解除や危険地域の減少などにより、避難者が減少した場合は、避難場所等を統合し、縮小を図る。避難場所等を統合する際、閉鎖する避難場所等の避難者の避難所生活等に配慮し、極力同じ地域内の避難場所等へ統合し、統合先の避難場所等への移動についても配慮すること。 なお、市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所等の早期解消に努める。	第3項 避難場所等の統合及び閉鎖 避難場所等の統合・閉鎖の判断は、<u>防災監</u>の進言により、市本部で決定する。 統合・閉鎖に当たり、総務部総務班が総合的な調整をし、地域交流部出張所班は、地元の自治会長等にその旨連絡する。 1 避難場所等の統合 避難<u>指示</u>解除や危険地域の減少などにより、避難者が減少した場合は、避難場所等を統合し、縮小を図る。避難場所等を統合する際、閉鎖する避難場所等の避難者の避難所生活等に配慮し、極力同じ地域内の避難場所等へ統合し、統合先の避難場所等への移動についても配慮すること。 なお、市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場	組織改編
		災害対策基本法の改正に伴う修正

現 行		修 正 案		備 考																																																																		
2 避難場所等の閉鎖 統合時又は避難指示等の全地域解除等による避難場所等の閉鎖について、避難所担当職員又は避難所運営組織は、施設管理責任者へ閉鎖する旨連絡し、施設管理責任者の協力を得て、物資、食料管理記録及び避難所の状況をもとに残存物資の確認、記録及び回収を行い、施設が通常使用できる状態に戻す。閉鎖後は、総務部総務班へ状況を報告し、避難者名簿及びその他の記録簿等を引き継ぐ。 第5節 広域一時滞在 主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、<u>市政相談課</u>、子育て支援課、建築課、教育委員会（学校教育課） 第9章 要配慮者の支援 第1節 避難における支援 主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、学校教育課、防災危機管理課、<u>市民活動推進課</u>（出張所班）、建築課、おもてなし観光課、消防本部、消防団 （活動方針） ○（略） ○避難行動要支援者名簿や個別<u>支援</u>計画に基づき、避難行動要支援者の安全な避難を支援する。 （主な活動と実施期間） <table><tr><th colspan="2">活動項目</th><th>直後</th><th>30分～</th><th>2時間～</th><th>24時間～</th><th>72時間～</th><th>1週間～</th></tr><tr><td>1</td><td>避難<u>勧告</u>等の発令時の配慮等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 第1項 避難<u>勧告</u>等の発令時の配慮等 避難<u>勧告</u>等を行う際、市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。この際、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮する。また、外国人に対しては、県が開設している多言語コールセンターの利用や（公財）山口県国際交流協会が設置する山口県災害時多言語支援センターが開設された場合の情報提供などをする。 第2項 避難誘導・及び避難行動支援等 1 避難誘導及び避難行動支援 避難<u>勧告</u>等が<u>出</u>された場合、市は警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、要配慮者を優先して避難誘導する。 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別<u>支援</u>計画に基づき、避難支援等関係者及び地域の支援者等によって安全な避難を支援する。 なお、避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることを大前提に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。		活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1	避難 <u>勧告</u> 等の発令時の配慮等							2	（略）							3	（略）							所等の早期解消に努める。 2 避難場所等の閉鎖 統合時又は避難<u>指示</u>等の全地域解除等による避難場所等の閉鎖について、避難所担当職員又は避難所運営組織は、施設管理責任者へ閉鎖する旨連絡し、施設管理責任者の協力を得て、物資、食料管理記録及び避難所の状況をもとに残存物資の確認、記録及び回収を行い、施設が通常使用できる状態に戻す。閉鎖後は、総務部総務班へ状況を報告し、避難者名簿及びその他の記録簿等を引き継ぐ。 第5節 広域一時滞在 主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、<u>広報広聴課（相談班）</u>、子育て支援課、建築課、教育委員会（学校教育課） 第9章 要配慮者の支援 第1節 避難における支援 主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、学校教育課、防災危機管理課、<u>地域振興課</u>（出張所班）、建築課、おもてなし観光課、消防本部、消防団 （活動方針） ○（略） ○避難行動要支援者名簿や個別<u>避難</u>計画に基づき、避難行動要支援者の安全な避難を支援する。 （主な活動と実施期間） <table><tr><th colspan="2">活動項目</th><th>直後</th><th>30分～</th><th>2時間～</th><th>24時間～</th><th>72時間～</th><th>1週間～</th></tr><tr><td>1</td><td>避難<u>指示</u>等の発令時の配慮等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 第1項 避難<u>指示</u>等の発令時の配慮等 避難<u>指示</u>等を行う際、市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。この際、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮する。また、外国人に対しては、県が開設している多言語コールセンターの利用や（公財）山口県国際交流協会が設置する山口県災害時多言語支援センターが開設された場合の情報提供などをする。 第2項 避難誘導・及び避難行動支援等 1 避難誘導及び避難行動支援 避難<u>指示</u>等が<u>発令</u>された場合、市は警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、要配慮者を優先して避難誘導する。 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別<u>避難</u>計画に基づき、避難支援等関係者及び地域の支援者等によって安全な避難を支援する。 なお、避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることを大前提に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。		活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1	避難 <u>指示</u> 等の発令時の配慮等							2	（略）							3	（略）							組織改編	組織改編	災害対策基本法の改正に伴う修正
活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																																															
1	避難 <u>勧告</u> 等の発令時の配慮等																																																																					
2	（略）																																																																					
3	（略）																																																																					
活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																																															
1	避難 <u>指示</u> 等の発令時の配慮等																																																																					
2	（略）																																																																					
3	（略）																																																																					

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																
第 10 章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給 第 1 節 食料の供給 第 1 項 食料の供給 6 県への要請 応急用食料の供給は、市を実施機関とし、県は市の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、<u>県総合防災情報システムの救援物資管理機能</u>を活用するものとする。 県による食料の供給については、資料編のとおりとする。 第 2 節 応急給水活動 第 1 項 応急給水活動 4 応援の要請 <u>市長</u>は、飲料水の確保及び供給ができないときは、協定等に基づき、関係会社、日本水道協会山口県支部に対し、応援を要請する。 （略） <u>市長</u>から応援要請を受けた日本水道協会山口県支部は、管内の市町及び地方支部に応援要請を行う。 第 3 節 生活必需品等の供給 第 1 項 生活必需品等の供給 5 県への要請 市の能力のみでは、生活必需品の供給ができない場合、県への供給を要請する。 なお、生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システム<u>の救援物資管理機能</u>を活用するものとする。 第 11 章 事前措置の指示及び応急公用負担 第 2 節 応急公用負担 主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課、道路課、消防本部、社会福祉課 第 12 章 建物および宅地の応急対策 第 1 節 応急危険度判定 主な担当関係部署：建築課、都市計画課 第 2 節 応急仮設住宅の供与 （主な活動と実施期間） <table><tr><th colspan="2">活動項目</th><th>直後</th><th>30 分～</th><th>2 時間～</th><th>24 時間～</th><th>72 時間～</th><th>1 週間～</th></tr><tr><td>1</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td><u>借上型応急仮設住宅</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	活動項目		直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～	1	（略）							2	（略）							3	（略）							4	<u>借上型応急仮設住宅</u>							5	（略）							第 10 章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給 第 1 節 食料の供給 第 1 項 食料の供給 6 県への要請 応急用食料の供給は、市を実施機関とし、県は市の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用するものとする。 県による食料の供給については、資料編のとおりとする。 第 2 節 応急給水活動 第 1 項 応急給水活動 4 応援の要請 <u>上下水道事業管理者</u>は、飲料水の確保及び供給ができないときは、協定等に基づき、関係会社、日本水道協会山口県支部に対し、応援を要請する。 （略） <u>上下水道事業管理者</u>から応援要請を受けた日本水道協会山口県支部は、管内の市町及び地方支部に応援要請を行う。 第 3 節 生活必需品等の供給 第 1 項 生活必需品等の供給 5 県への要請 市の能力のみでは、生活必需品の供給ができない場合、県への供給を要請する。 なお、生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。 第 11 章 事前措置の指示及び応急公用負担 第 2 節 応急公用負担 主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課、道路課、消防本部、社会福祉課、<u>都市計画課</u> 第 12 章 建物および宅地の応急対策 第 1 節 応急危険度判定 主な担当関係部署：建築課、<u>開発建築指導課</u>、<u>都市計画課</u> 第 2 節 応急仮設住宅の供与 （主な活動と実施期間） <table><tr><th colspan="2">活動項目</th><th>直後</th><th>30 分～</th><th>2 時間～</th><th>24 時間～</th><th>72 時間～</th><th>1 週間～</th></tr><tr><td>1</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td><u>賃貸型応急住宅</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	活動項目		直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～	1	（略）							2	（略）							3	（略）							4	<u>賃貸型応急住宅</u>							5	（略）							（県）地域防災計画の見直しに伴う修正 組織改編 誤記修正 組織改編 組織改編 呼称統一及び呼称変更
活動項目		直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～																																																																																											
1	（略）																																																																																																	
2	（略）																																																																																																	
3	（略）																																																																																																	
4	<u>借上型応急仮設住宅</u>																																																																																																	
5	（略）																																																																																																	
活動項目		直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～																																																																																											
1	（略）																																																																																																	
2	（略）																																																																																																	
3	（略）																																																																																																	
4	<u>賃貸型応急住宅</u>																																																																																																	
5	（略）																																																																																																	

現 行	修 正 案	備 考
第2項 応急仮設住宅の供与 1 供与の目的 公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「<u>建設型応急仮設住宅</u>」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「<u>借上型応急仮設住宅</u>」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。 2 対象者及び入居予定者の選定 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長（土木都市建設部建築班）が行う。 入居資格については、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者等、以下の基準を基本とするが、選考に当たっては、要配慮者世帯に配慮する。（入居者については、要配慮者の優先を基本とするが、入居者が要配慮者のみの仮設住宅団地の出現を避けるためにも、地域コミュニティを考慮した入居者の選定を行う。）また、民生委員の意見を聴くなど<u>罹災者</u>の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。 なお、入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。 3 応急仮設住宅の管理 （2）<u>借上型応急仮設住宅</u> 4 救助法に基づく応急仮設住宅の供与 救助法による救助実施のための応急仮設住宅の供与の範囲（応急仮設住宅に収容する<u>罹災者</u>の条件等）は、資料編のとおりとする。 第3項 <u>建設型応急仮設住宅</u> 2 応急仮設住宅の建設方法 応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部<u>住宅班</u>が協議して定める。 応急仮設住宅は、県が建築業者に契約して建設する。県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し応急仮設住宅設計図書を示す。この場合、計画及び設計の段階において、意思決定の場に女性が参画するよう配慮する。 応急仮設住宅の建設に関して、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を求めるに当たっては、同協会との協定書に基づいて行う。 なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。 第4項 <u>借上型応急仮設住宅</u> 1 <u>借上型応急仮設住宅</u>の確保 第3節 被災住宅の応急修理 主な担当関係部署：建築課	第2項 応急仮設住宅の供与 1 供与の目的 公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「<u>建設型応急住宅</u>」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「<u>賃貸型応急住宅</u>」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。 2 対象者及び入居予定者の選定 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長（土木都市建設部建築班）が行う。 入居資格については、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者等、以下の基準を基本とするが、選考に当たっては、要配慮者世帯に配慮する。（入居者については、要配慮者の優先を基本とするが、入居者が要配慮者のみの仮設住宅団地の出現を避けるためにも、地域コミュニティを考慮した入居者の選定を行う。）また、民生委員の意見を聴くなど<u>被災者</u>の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。 なお、入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。 3 応急仮設住宅の管理 （2）<u>賃貸型応急住宅</u> 4 救助法に基づく応急仮設住宅の供与 救助法による救助実施のための応急仮設住宅の供与の範囲（応急仮設住宅に収容する<u>被災者</u>の条件等）は、資料編のとおりとする。 第3項 <u>建設型応急住宅</u> 2 応急仮設住宅の建設方法 応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部<u>建築班</u>が協議して定める。 応急仮設住宅は、県が建築業者に契約して建設する。県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し応急仮設住宅設計図書を示す。この場合、計画及び設計の段階において、意思決定の場に女性が参画するよう配慮する。 応急仮設住宅の建設に関して、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を求めるに当たっては、同協会との協定書に基づいて行う。 なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。 第4項 <u>賃貸型応急住宅</u> 1 <u>賃貸型応急住宅</u>の確保 第3節 被災住宅の応急修理 主な担当関係部署：建築課、<u>開発建築指導課</u>	呼称統一及び呼称変更 表現統一 呼称統一 呼称統一 誤記修正 組織改編

現 行	修 正 案	備 考
第 18 章 行方不明者の捜索・遺体の処理 第 1 節 行方不明者の捜索 災害により行方不明者の所在を明らかにしないまま放置することは人道上許されないことであり、被災後の人心の安定を図る上からも必要であることから、関係者と連携し、行方不明者の<u>捜査</u>を行う。 また、必要に応じて他の自治体や関係団体等への応援を要請し、迅速な対応を実施する。 第 1 項 行方不明者の捜索の実施 2 県の行う支援 市からの要請に基づき、<u>遺体</u>の捜索について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう努める。 第 19 章 廃棄物処理 主な担当関係部署：クリーンセンター、<u>生活安全課</u>、<u>農林水産振興課</u>、<u>建築課</u> 第 20 章 ボランティア活動支援 主な担当関係部署：社会福祉課、<u>市民活動推進課</u> 地震等による大規模災害時には、市及び防災関係機関の救助活動に併せ、<u>一般市民</u>の協力を必要とする。また、一方では、被災を免れた市民等から被災地の救援活動への参加も予想される。これらの者の善意を救助活動等に効果的に生かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。 第 21 章 災害警備 第 2 節 海上警備活動 第 1 項 徳山海上保安部による海上警備活動 ◆（略） ◆<u>海域における避難勧告</u> ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 第 23 章 ライフライン施設等の応急復旧 第 1 節 電力施設 第 1 項 中国電力ネットワーク（株）の応急対策 1 災害対策の基本方針 災対法、電気関係法規及び中国電力ネットワーク（株）の<u>諸規定</u>に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。 3 災害応急対策 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次の<u>ような</u>により応急対策を実施する。	第 18 章 行方不明者の捜索・遺体の処理 第 1 節 行方不明者の捜索 災害により行方不明者の所在を明らかにしないまま放置することは人道上許されないことであり、被災後の人心の安定を図る上からも必要であることから、関係者と連携し、行方不明者の<u>捜索</u>を行う。 また、必要に応じて他の自治体や関係団体等への応援を要請し、迅速な対応を実施する。 第 1 項 行方不明者の捜索の実施 2 県の行う支援 市からの要請に基づき、<u>行方不明者の捜索</u>について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう努める。 第 19 章 廃棄物処理 主な担当関係部署：クリーンセンター、農林水産振興課 第 20 章 ボランティア活動支援 主な担当関係部署：社会福祉課、<u>地域振興課</u> 地震等による大規模災害時には、市及び防災関係機関の救助活動に併せ、<u>市民</u>の協力を必要とする。また、一方では、被災を免れた市民等から被災地の救援活動への参加も予想される。これらの者の善意を救助活動等に効果的に生かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。 第 21 章 災害警備 第 2 節 海上警備活動 第 1 項 徳山海上保安部による海上警備活動 ◆（略） ◆<u>海域における避難指示</u> ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 第 23 章 ライフライン施設等の応急復旧 第 1 節 電力施設 第 1 項 中国電力ネットワーク（株）の応急対策 1 災害対策の基本方針 災対法、電気関係法規及び中国電力ネットワーク（株）の<u>諸規程</u>に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。 3 災害応急対策 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次の<u>事項</u>により応急対策	誤記修正 表現の適正化 担当関係部署適正化 組織改編 表現の適正化 災害対策基本法の改正に伴う修正 誤記修正 表現の適正化

現 行	修 正 案	備 考												
第3節 水道施設 第1項 水道施設の応急対策 1 動員体制の確立 (2) 関係機関及び関係業者への協力要請 (略) 日本水道協会山口県支部に対して応援を要請するが、さらに必要と認めるときは、<u>日本水道協会山口県支部</u>が中国四国地方支部長都市へ応援を要請する。 第24章 農林業災害応急対策 第2節 家畜管理応急対策 第1項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染予防法） 1 活動組織 (略) 地区家畜防疫対策協議会は、山口農林水産事務所畜産部（中部家畜保健衛生所）、山口健康福祉センター（山口環境保健所）、県畜産振興協会、市（農林水産振興課）、全国農業共済組合連合会山口県本部、県獣医師会、農業協同組合、<u>農業共済組合</u>、<u>酪農関係団体</u>、<u>養豚関係団体及び養鶏関係団体</u>により構成する。 なお、連絡体系図及び活動組織については、資料編のとおりとする。 第2項 被災家畜への応急対策 2 資料の確保、調達及び配給 <table><tr><th>対 象</th><th>対 策 事 項</th></tr><tr><td>粗飼料</td><td>◆<u>全国農業協同組合連合会山口県本部</u>等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。</td></tr><tr><td>濃厚飼料</td><td>◆<u>全国農業協同組合連合会山口県本部</u>等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。</td></tr></table>	対 象	対 策 事 項	粗飼料	◆ <u>全国農業協同組合連合会山口県本部</u> 等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。	濃厚飼料	◆ <u>全国農業協同組合連合会山口県本部</u> 等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。	を実施する。 第3節 水道施設 第1項 水道施設の応急対策 1 動員体制の確立 (2) 関係機関及び関係業者への協力要請 (略) 日本水道協会山口県支部に対して応援を要請するが、さらに必要と認めるときは、<u>日本水道協会山口県支部</u>が中国四国地方支部長都市へ応援を要請する。 第24章 農林業災害応急対策 第2節 家畜管理応急対策 第1項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染予防法） 1 活動組織 (略) 地区家畜防疫対策協議会は、山口農林水産事務所畜産部（中部家畜保健衛生所）、山口健康福祉センター（山口環境保健所）、県畜産振興協会、市（農林水産振興課）、全国農業共済組合連合会山口県本部、県獣医師会、<u>県農業協同組合</u>、<u>酪農関係団体</u>により構成する。 なお、連絡体系図及び活動組織については、資料編のとおりとする。 第2項 被災家畜への応急対策 2 資料の確保、調達及び配給 <table><tr><th>対 象</th><th>対 策 事 項</th></tr><tr><td>粗飼料</td><td>◆<u>山口県農業協同組合</u>等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。</td></tr><tr><td>濃厚飼料</td><td>◆<u>山口県農業協同組合</u>等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。</td></tr></table>	対 象	対 策 事 項	粗飼料	◆ <u>山口県農業協同組合</u> 等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。	濃厚飼料	◆ <u>山口県農業協同組合</u> 等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。	要請者追加 表現の適正化 名称変更
対 象	対 策 事 項													
粗飼料	◆ <u>全国農業協同組合連合会山口県本部</u> 等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。													
濃厚飼料	◆ <u>全国農業協同組合連合会山口県本部</u> 等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。													
対 象	対 策 事 項													
粗飼料	◆ <u>山口県農業協同組合</u> 等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。													
濃厚飼料	◆ <u>山口県農業協同組合</u> 等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。													

現 行	修 正 案	備 考																																				
第 2 章 被災者の生活再建 第 1 節 生活相談等の受付 主な担当関係部署：市政相談課、課税課、収納課、保険年金課、 高齢福祉課、建築課、子育て支援課 第 2 節 罹災証明書の交付 主な担当関係部署：社会福祉課、収納課、課税課、建築課 第1項 罹災証明書の交付 <table><tr><td>(略)</td><td>◆ (略) ◆ (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>◆ (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>◆ (略)</td></tr><tr><td></td><td>◆ (略) ◆原則として、被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。 ただし、被害が軽微で明らかに「半壊に至らない」に該当する家屋等について、被災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）により被害が確認できる場合は、自己判定方式を採用し、調査を省略することができる。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>◆ (略)</td></tr></table> 第 7 節 その他の生活支援 主な担当関係部署：社会福祉課、市政相談課（相談班） 第 8 節 貸付・支給による経済再建の支援 第 1 項 生活資金の貸付 3 県市町中小企業勤労者小口資金 県内に居住し、中小企業の同一事業所に 1 年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。 <table><tr><td>資金の種類</td><td>◆ (略)</td></tr><tr><td>貸付の概要</td><td>◆貸付限度額 1 0 0 万円 ◆償還期間 1 0 年以内 ◆利率 年 1 . 6 4 %（保証料別途）</td></tr><tr><td>申込先</td><td>◆ (略)</td></tr></table> 第 3 項 災害見舞金の支給 県内において発生した災害に係る罹災者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。また、「防府市災害見舞金等支給要綱」に基づき、見舞金等を支給する。	(略)	◆ (略) ◆ (略)	(略)	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	(略)	◆ (略)	(略)	◆ (略)		◆ (略) ◆原則として、被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。 ただし、被害が軽微で明らかに「半壊に至らない」に該当する家屋等について、被災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）により被害が確認できる場合は、自己判定方式を採用し、調査を省略することができる。	(略)	◆ (略)	資金の種類	◆ (略)	貸付の概要	◆貸付限度額 1 0 0 万円 ◆償還期間 1 0 年以内 ◆利率 年 1 . 6 4 %（保証料別途）	申込先	◆ (略)	第 2 章 被災者の生活再建 第 1 節 生活相談等の受付 主な担当関係部署：広報広聴課（相談班）、課税課、収納課、保険年金課、 高齢福祉課、建築課、子育て支援課 第 2 節 罹災証明書の交付 主な担当関係部署：社会福祉課、収納課、課税課、建築課、開発建築指導課 第1項 罹災証明書の交付 <table><tr><td>(略)</td><td>◆ (略) ◆ (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>◆ (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>◆ (略)</td></tr><tr><td></td><td>◆ (略) ◆原則として、被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。 ただし、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない」に該当する住家等について、被災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）により被害が確認できる場合は、自己判定方式を採用し、調査を省略することができる。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>◆ (略)</td></tr></table> 第 7 節 その他の生活支援 主な担当関係部署：社会福祉課、広報広聴課（相談班） 第 8 節 貸付・支給による経済再建の支援 第 1 項 生活資金の貸付 3 県市町中小企業勤労者小口資金 県内に居住し、中小企業の同一事業所に 1 年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。 <table><tr><td>資金の種類</td><td>◆ (略)</td></tr><tr><td>貸付の概要</td><td>◆貸付限度額 1 0 0 万円 ◆償還期間 1 0 年以内 ◆利率 年 1 . 6 1 %（保証料別途）</td></tr><tr><td>申込先</td><td>◆ (略)</td></tr></table> 第 3 項 災害見舞金の支給 県内において発生した災害に係る被災者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。また、「防府市災害見舞金等支給要綱」に基づき、見舞金等を支給する。	(略)	◆ (略) ◆ (略)	(略)	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	(略)	◆ (略)	(略)	◆ (略)		◆ (略) ◆原則として、被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。 ただし、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない」に該当する住家等について、被災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）により被害が確認できる場合は、自己判定方式を採用し、調査を省略することができる。	(略)	◆ (略)	資金の種類	◆ (略)	貸付の概要	◆貸付限度額 1 0 0 万円 ◆償還期間 1 0 年以内 ◆利率 年 1 . 6 1 %（保証料別途）	申込先	◆ (略)	組織改編 災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改訂に伴う修正 組織改編 時点修正 呼称統一
(略)	◆ (略) ◆ (略)																																					
(略)	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)																																					
(略)	◆ (略)																																					
(略)	◆ (略)																																					
	◆ (略) ◆原則として、被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。 ただし、被害が軽微で明らかに「半壊に至らない」に該当する家屋等について、被災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）により被害が確認できる場合は、自己判定方式を採用し、調査を省略することができる。																																					
(略)	◆ (略)																																					
資金の種類	◆ (略)																																					
貸付の概要	◆貸付限度額 1 0 0 万円 ◆償還期間 1 0 年以内 ◆利率 年 1 . 6 4 %（保証料別途）																																					
申込先	◆ (略)																																					
(略)	◆ (略) ◆ (略)																																					
(略)	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)																																					
(略)	◆ (略)																																					
(略)	◆ (略)																																					
	◆ (略) ◆原則として、被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。 ただし、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない」に該当する住家等について、被災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）により被害が確認できる場合は、自己判定方式を採用し、調査を省略することができる。																																					
(略)	◆ (略)																																					
資金の種類	◆ (略)																																					
貸付の概要	◆貸付限度額 1 0 0 万円 ◆償還期間 1 0 年以内 ◆利率 年 1 . 6 1 %（保証料別途）																																					
申込先	◆ (略)																																					